

國文研究會編

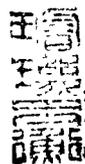
現代公文及尺牘寫法

——日文譯註——

臺中中央書局印行

目次

公文 一	一
一 中華民國訓政時期約法	一
二 公文程式條例	一一
公文 二	二六
一 國民政府令	三〇
二 國民政府外交部令	三三
三 國民政府財政部通令	三四
四 淞滬警備司令部訓令	三六
五 浙江省政府訓令	三七
六 國民政府訓令	三九
七 江蘇省教育廳訓令	四二
八 江蘇省政府指令	四八



九	上海特別市公安局佈告	四九
十	上海縣政府佈告	五一
十一	淞滬衛戍司令部批	五五
十二	浙江軍事廳批	五六
十三	國民政府外交部咨復交通部文	五七
十四	國民政府財政部通咨各省區文	五八
十五	江蘇省黨部致各縣縣長函	六二
十六	特派江蘇交涉公署復村上岡本律師函	六五
十七	北平市教育局長呈市政府文	六六
尺	續	七〇

# 現代文

## 公文一

### 一 中華民國訓政時期約法

民國二十年六月一日國民政府公布施行

原文

#### 序言

國民政府本革命之三民主義五權憲法。以建設中華民國。既由軍政時期入於訓政時期。<sup>(1)</sup>允宜公佈約法。共同遵守。以期促成憲政。授政於民選之政府。茲謹遵創立中華民國之中國國民黨總理遺囑。召集國民會議於首都。<sup>(2)</sup>由國民會議制定中華民國訓政時期約法如左：

#### 第一章 總綱



002849043

第一條 中華民國領土爲各省及蒙古西藏。

第二條 中華民國之主權屬於國民全體。凡依法律享有中華民國國籍者。爲中華民國國民。

第三條 中華民國永爲統一共和國。

第四條 中華民國國旗定爲紅地左上角青天白日。

第五條 中華民國國都定於南京。

## 第二章 人民之權利義務。

第六條 中華民國國民。無男女種族宗教階級之區別。在法律上一律平等。

第七條 中華民國國民。依建國大綱第八條之規定在完全自治之縣。享有建國大綱第九條所定選舉罷免創制複決之權。

第八條 人民非依法律。不得逮捕拘禁審問處罰。人民因犯罪嫌疑被逮捕拘禁者。其執行逮捕或拘禁之機關。至遲應於二十四小時內移送審判機關審問。本人或他人並得依法請求於二十四小時內提審。

第九條 人民除現役軍人外。非依法律。不受軍事審判。

第十條 人民之住所。非依法律。不得侵入搜索或封鎖。

第十一條 人民有信仰宗教之自由。

第十二條 人民有遷徙之自由。非依法律。不得停止或限制之。

第十三條 人民有通信通電秘密之自由。非依法律。不得停止或限制之。

第十四條 人民有結社集會之自由。非依法律。不得停止或限制之。

第十五條 人民有發表言論及刊行著作之自由。非依法律。不得停止或限制之。

第十六條 人民之財產。非依法律。不得查封或沒收。

第十七條 人民財產所有權之行使。在不妨公共利益之範圍內。受法律之保障。

第十八條 人民財產。因公共利益之必要。得依法律徵用或徵收之。

第十九條 人民依法律得享有財產繼承權。

第二十條 人民有請願之權。

第二十一條 人民依法律有訴訟於法院之權。

第二十二條 人民依法律有提起訴願及行政訴訟之權。

第二十三條 人民依法律應考試之權。

第二十四條 人民依法律有服公務之權。

第二十五條 人民依法律有納稅之義務。

第二十六條 人民依法律有服兵役及工役之義務。

第二十七條 人民對於公署依法執行職權之行爲，有服從之義務。

### 第三章 訓政綱領

第二十八條 訓政時期之政治綱領及其設施。依照建國大綱之規定。

第二十九條 地方自治依建國大綱及地方自治開始實行之規定推行之。

第三十條 訓政時期。由中國國民黨全國代表大會代表國民大會行使中央統治權。

中國國民黨全國代表大會閉會時，其職權由中國國民黨中央執行委員會行使之。

第三十一條 選舉罷免創制複決四種政權之行使。由國民政府訓導之。

第三十二條 行政。立法。司法。考試。監察。五種治權。由國民政府行使之。

#### 第四章 國民生計

第三十三條 爲發展國民生計。國家對於人民生產事業。應予以獎勵及保護。

第三十四條 爲發展農村經濟。改善農民生活。增進佃農福利。國家應積極實施左列事項。

(一) 墾殖全國荒地。開發農田水利。(二) 設立農業金融機關。獎勵農村事業。(三) 實施倉儲制度。豫防災荒。充裕民食。(四) 發展農業教育。注重科學實驗。勵行農業推廣。<sup>(8)</sup> 增加農業生產。(五) 獎勵地方興築農村道路。便利物產運輸。

第三十五條 國家應興辦<sup>(9)</sup>油煤金鐵鑛業。並對於民營鑛業。予以獎勵及保護。

第三十六條 國家應興辦國營航業。並對民營航業。予以獎勵及保護。

第三十七條 人民得自由選擇職業及營業。但有妨害公共利益者。國家得以法律限制或禁止之。

第三十八條 人民有締結契約之自由。在不妨害公共利益及善良風化範圍內。受法律之保障。

第三十九條 人民爲改良經濟生活及促進勞資互助。得依法組織職業團體。

第四十條 勞資雙方。應本協調互利原則。發展生產事業。

第四十一條 爲改良勞工生活狀況。國家應實施保護勞工法規。婦女兒童從事勞動者。

應按其年齡及身體狀態。施以特別之保護。

第四十二條 爲預防及救濟因傷病廢老而不能勞動之農民工人等。國家應施行勞動保險

制度。

第四十三條 爲謀國民經濟之發展。國家應提倡各種合作事業。

第四十四條 人民生活必需品之產銷及價格。國家得調正或限制之。

第四十五條 借貸之重利及不動產使用之重租。應以法律禁止之。

第四十六條 現役軍人因服務而致殘廢者。國家應施以相當之救濟。

## 第五章 國民教育

第四十七條 三民主義爲中華民國教育之根本原則。

第四十八條 男女教育之機會一律平等。

第四十九條 全國公私立之教育機關。一律受國家之監督。並負推行國家所定教育政策之義務。

第五十條 已達學齡之兒童。應一律受義務教育。其詳以法律定之。

第五十一條 未受義務教育之人民。應施以成年補習教育。其詳以法律定之。

第五十二條 中央及地方。應籌措教育上必需之經費。其依法獨立之經費應予以保障。

第五十三條 私立學校成績優良者。國家應予以獎勵及補助。

第五十四條 華僑教育國家應予以獎勵及補助。

第五十五條 學校教職員成績優良久於其職者。國家應予以獎勵及保障。

第五十六條 全國公私立學校。應設置免費及獎金學額。以獎進品學俱優無力升學之學生。

第五十七條 學術及技術之研究與發明。國家應予以獎勵及保護。

第五十八條 有關歷史文化及藝術之古蹟古物。國家應予以保護或保存。

## 第六章 中央與地方之權限

第五十九條 中央與地方之權限。依建國大綱第十七條之規定。採均權制度。

第六十條 各地方於其事權範圍內。得制定地方法規。但與中央法規抵觸者無效。

第六十一條 中央與各地方課稅之劃分。以法律定之。

第六十二條 中央對於各地方之課稅。爲免除左例各款之弊害。以法律限制之。(一)妨

害社會公共利益。(二)妨害中央收入之來源。(三)複稅。<sup>(1)</sup>(四)妨害交通。(五)爲一

地方之利益。對於他地方貨物之輸入。爲不公平之課稅。(六)各地方之物品通過稅。

第六十三條 工商業之專賣特許權。屬於中央。

第六十四條 凡一省達到憲政開始時期。中央及地方權限。應依建國大綱以法律詳細規

定之。

## 第七章 政府之組織

### 第一節 中央制度

第六十五條 國民政府總攪中華民國之治權。

第六十六條 國民政府統率陸海空軍。

第六十七條 國民政府行使宣戰媾和及締結條約之權。

第六十八條 國民政府大赦特赦及減刑復權。

第六十九條 國民政府授與榮典。

第七十條 國家之歲入歲出。由國民政府編訂預算決算公布之。

第七十一條 國民政府。設行政院。立法院。司法院。監察院。及各部會。

第七十二條 國民政府設主席一人。委員若干人。由中國國民黨中央執行委員會選任。

委員名額。以法律定之。

第七十三條 國民政府主席。對內對外。代表國民政府。

第七十四條 各院院長及各部會長。以國民政府主席之提請。由國民政府依法任免之。

第七十五條 公佈法律。發佈命令。由國民政府主席依法署名行之。

第七十六條 各院部會得依法發佈命令。

第七十七條 國民政府。及各院部會之組織。以法律定之。

## 第二節 地方制度

第七十八條 省置省政府。受中央之指揮。綜理全省政務。其組織以法律定之。

第七十九條 凡一省依建國大綱第十六條之規定。達到憲政開始時期。國民代表會得選舉省長。

第八十條 蒙古西藏之地方制度。得就地方情形。另以法律定之。

第八十一條 縣置縣政府。受省政府之指揮。綜理全縣政務。其組織以法律定之。

第八十二條 各縣組織自治籌備會。執行建國大綱第八條所規定之籌備事項。縣自治籌備會之組織。以法律定之。

第八十三條 工商繁盛人口集中或有其他特殊情形之地方。得設各種市區。其組織以法律定之。

## 第八章 附 則

第八十四條 凡法律。與本約法抵觸者無效。

第八十五條 本約法之解釋權。由中國國民黨中央執行委員會行使之。

第八十六條 憲法草案。當本於建國大綱及訓政與憲政兩時期之成績。由立法院議訂。

隨時宣傳於民衆。以備到時採擇施行。

第八十七條 全國有過半數省分。達到憲政開始時期。卽全省之地方自治完全成立時期。

國民政府應卽開國民大會。決定憲法而頒布之。

第八十八條 本約法由國民會議制定。交由國民政府公布之。

第八十九條 本約法自公布之日施行。

## 譯

### 序 言

國民政府は革命の三民主義・五權憲法に本づき以つて中華民國を建設し、既に軍政時期より訓政時期に入りたれば、允に宜しく約法を公布し共同に遵守し、以つて憲政を促成し、政を民選の政府に授けんことを期すべし。茲に謹んで中華民國を創立し給ひし中國國民黨總理の遺囑に遵ひ、國民會議を首都に召集し、國民會議に由りて中華民國訓政時期約法を制定すること左の如し。

### 第一章 總 綱

第一條 中華民國の領土を各省及蒙古西藏とす。

第二條 中華民國の主權は國民全體に屬し、凡そ法律に依つて中華民國國籍を享有するものを中華

民國國民とす。

第三條 中華民國は永へに統一共和國なりとす。

第四條 中華民國國旗を紅地上角青天白日と定む。

第五條 中華民國國都を南京に定む。

## 第二章 人民の權利義務

第六條 中華民國國民は男女種族宗教階級の區別なく、法律上に在りては一樣に平等なり。

第七條 中華民國國民は建國大綱第八條の規定に依り、完全自治の縣に在りては、建國大綱第九條

所定の選舉・罷免・創制・複決の權を享有す。

第八條 人民は法律に依るにあらざれば、之を逮捕・拘禁・審問・處罰することを得ず。人民にして犯罪の嫌疑に因りて逮捕拘禁せられたる場合、その逮捕或は拘禁を執行したる機關は、遅くとも二十四時間内に之を裁判機關に移送して審問すべきものとす。本人或は他人は何れも法に依つて二十四時間内の提審を請求することを得。

第九條 人民は現役軍人を除く外、法律に依るにあらざれば、軍事裁判を受けず。

第十條 人民の住所は、法律に依るにあらざれば、侵入搜索或は封鎖することを得ず。

第十一條 人民は宗教信仰の自由を有す。

第十二條 人民は遷徙の自由を有す。法律に依るにあらざれば、之を停止或は制限することを得ず。

第十三條 人民は祕密を通信通電するの自由を有す。法律に依るにあらざれば、之を停止或は制限することを得ず。

第十四條 人民は結社集會の自由を有す。法律に依るにあらざれば、之を停止或は制限することを得ず。

第十五條 人民は言論發表及び著作刊行の自由を有す。法律に依るにあらざれば、之を停止或は制限することを得ず。

第十六條 人民の財産は、法律に依るにあらざれば、查封或は沒收することを得ず。

第十七條 人民の財産所有權の行使は、公共の利益を妨害せざる範圍内に在りては、法律の保障を受く。

第十八條 人民の財産は公共の利益の必要に困りては、法律に依つて之を徵用或は徵收することを得。

第十九條 人民は法律に依りて財産繼承權を享有することを得。

第二十條 人民は請願の權を有す。

第二十一條 人民は法律に依りて裁判所に訴訟する權を有す。

第二十二條 人民は法律に依りて訴願及び行政訴訟を提起する權を有す。

第二十三條 人民は法律に依りて任官試験に應ずる權を有す。

第二十四條 人民は法律に依りて公務に服する權を有す。

第二十五條 人民は法律に依りて納税の義務を有す。

第二十六條 人民は法律に依りて兵役及び工役に服する義務を有す。

第二十七條 人民は公署の法に依る職權執行の行爲に對して服従の義務を有す。

### 第三章 訓政綱領

第二十八條 訓政時期の政治綱領及びその施設は、建國大綱の規定に依る。

第二十九條 地方自治は建國大綱及び地方自治開始施行法の規定に依り之を推行す。

第三十條 訓政時期は中國國民黨全國代表大會に由り國民大會を代表し中央統治權を行使す。中

國國民黨全國代表大會閉會のときは、その職權は中國國民黨中央執行委員會之を行使す。

第三十一條 選舉・罷免・創制・複決四種の行使は國民政府之を訓導す。

第三十二條 行政・立法・司法・考試・監察五種の治權は國民政府之を行使す。

#### 第四章 國民の生計

第三十三條 國民の生計發展のため國家は人民の生産事業に對して獎勵及び保護を與ふべきものとす。

第三十四條 農村經濟の發展、農民生活の改善、小作農福利の増進のため國家は左記の事項を積極的に實施すべきものとす。

(一) 全國の荒地を墾殖し、農田の水利を開發すること。(二) 農業金融機關を設立し、農村の共同事業を獎勵すること。(三) 倉儲制度を實施し、災荒を豫防し、人民の糧食を充實せしむること。(四) 農業教育を發展せしめ、科學實驗に重きを置き、農業擴張を勵行し、農業生産を増加せしむること。(五) 地方の農村道路敷設を獎勵し、物産の運輸を便利ならしめること。

第三十五條 國家は石油・石炭・金・鐵等の礦業を盛んに營み、並びに民營の礦業に對して獎勵及び保護を與ふべきものとす。

第三十六條 國家は國營の航運業を起し、且つ民營の航運業に對して獎勵及び保護を與ふべきものとす。

第三十七條 人民は職業及び營業を自由に選擇することを得。但し公共の利益に妨害ある場合は、國家は法律を以つて之を制限或は禁止することを得。

第三十八條 人民は契約締結の自由を有し、公共の利益及び善良なる風化を妨害せざる範圍内に在りて法律の保障を受く。

第三十九條 人民は經濟生活の改良及び勞資互助の促進のため、法に依りて職業團體を組織することを得。

第四十條 勞資雙方は協調互利の原則に本づき、生産事業を發展せしむべきものとす。

第四十一條 勞働者生活狀況改良のため、國家は勞働者保護法規を實施すべきものとす。婦人兒童にして勞働に従事する場合は、その年齢及び身體の狀態に按じて特別の保護を施すべきものとす。

第四十二條 傷病廢老に因りて勞働不能となりたる農民・工業勞働者等の豫防及び救済のため國家は勞働保險制度を施行すべきものとす。

第四十三條 國民經濟の發展を謀るため、國家は各種の共同事業を提唱すべきものとす。

第四十四條 人民の生活必需品の生産消費及び價格は、國家之を調正或は制限することを得。

第四十五條 貸借の重利、及び不動産使用の重租は、法律を以つて之を禁止することを得。

第四十六條 現役軍人にして服務に因りて殘廢を致せるものには國家は相當の救濟を施すべきものとす。

## 第五章 國民の教育

第四十七條 三民主義は中華民國教育の根本原則たり。

第四十八條 男女教育の機會は一樣に平等なり。

第四十九條 全國公私立の教育機關は一樣に國家の監督を受け、且つ國家所定の教育政策を推行する義務を負ふ。

第五十條 既に學齡に達したる兒童は一樣に義務教育を受くべきものとす。その詳細は法律を以つて之を定む。

第五十一條 未だ義務教育を受けざる人民は一樣に成年補習教育を受くべきものとす。その詳細は法律を以つて之を定む。

第五十二條 中央及び地方は教育上必須の經費を工面計上すべし。その法に依りて獨立せる經費には之に保障を與ふべきものとす。

第五十三條 私立學校の成績優良なるものに國家は獎勵或は補助を與ふべきものとす。

第五十四條 華僑の教育に國家は獎勵及び補助を與ふべきものとす。

第五十五條 學校教職員にして成績優良にしてその職に久しきものに對して國家は獎勵及び保障を與ふべきものとす。

第五十六條 全國公私學校には授業科免除及び獎金給與の學生定額を設置して品行學術俱に優秀にして升學の資力なき學生を奨進せしむべきものとす。

第五十七條 學術及び技術の研究と發明に對し國家は獎勵及び保護を與ふべきものとす。

第五十八條 歴史・文化・及び藝術に關係ある古蹟・古物に對し、國家は保護或は保存を與ふべきものとす。

## 第六章 中央と地方との權限

第五十九條 中央と地方の權限は建國大綱第十七條の規定に依り均權制度を採る。

第六十條 各地方はその事權の範圍内に於いて地方法規を制定することを得。但し中央の法規と抵觸する場合は無効なり。

第六十一條 中央と各地方の課税の劃分は法律を以つて之を定む。

第六十二條 中央は各地方の課税に對して左記各款の弊害を免かれんがため法律を以つて之を制限

す。(一) 社會公共の利益の妨害。(二) 中央の收入來源の妨害。(三) 二重課税。(四) 交通妨害。  
(五) 一地方の利益のために他地方の貨物の輸入に對して不平なる課税をなすこと。(六) 各地方の  
物品通過税。

第六十三條 商工業專利專賣特許權は中央に屬す。

第六十四條 凡そ一省が憲政開始時期に達すれば、中央及び地方の權限は建國大綱に依り法律を以  
つて詳細に之を規定すべきものとす。

## 第七章 政府の組織

### 第一節 中央制度

第六十五條 國民政府は中華民國の治權を總攬す。

第六十六條 國民政府は陸海空軍を統率す。

第六十七條 國民政府は宣戰、媾和及び條約締結の權を行使す。

第六十八條 國民政府は大赦・特赦及び減刑・復權を行ふ。

第六十九條 國民政府は榮典を授與す。

第七十條 國家の歳入・歳出は國民政府これが豫算・決算を編定し之を公布す。

第七十一條 國民政府に行政院・立法院・司法院・考試院・監察院及び各部會を設く。

第七十二條 國民政府に主席一人、委員若干人を置き、中國國民黨中央執行委員會之を選任す。委員の定員は法律を以つて之を定む。

第七十三條 國民政府主席は内外に對し國民政府を代表す。

第七十四條 各院長及び各部會長は國民政府主席の提請を以つて國民政府、法に依りて之を任免す。

第七十五條 法律の公布、命令の發布は國民政府主席、法に依りて署名し之を行ふ。

第七十六條 各院部會は法律に依りて命令を發布することを得。

第七十七條 國民政府及び各院部會の組織は法律を以つて之を定む。

## 第二節 地方制度

第七十八條 省には省政府を置き、中央の指揮を受けて全省の政務を綜理す。その組織は法律を以つて之を定む。

第七十九條 凡そ一省は建國大綱第十六條の規定に依り憲政開始時期に達すれば、國民代表會は省長を選舉することを得。

第八十條 蒙古・西藏の地方制度は地方の情形に就きて別に法律を以つて之を定むることを得。

第八十一條 縣には縣政府を置き、省政府の指揮を受け、全縣の政務を綜理す。その組織は法律を以つて之を定む。

第八十二條 各縣は縣自治籌備會を組織し、建國大綱第八條規定する所の籌備事項を執行す。縣自治籌備會の組織は法律を以つて之を定む。

第八十三條 商工繁益・人口集中或は其他特殊なる情形ある地方は各種の市區を設くることを得。その組織は法律を以つて之を定む。

#### 第八章 附 則

第八十四條 凡そ法律にして本約法と抵觸するものは無効なり。

第八十五條 本約法の解釋權は中國國民黨中央執行委員會之を行使す。

第八十六條 憲法草案はまさに建國大綱及び訓政及び憲政開始時期の成績に本づきて立法院之を議訂し、隨時に民衆に宣傳し、以つて採擇施行に備ふべし。

第八十七條 全國過半數の省が憲政開始時期に達したるとき、即ち全省の地方自治が完全に成立したる時期には、國民政府は直ちに國民大會を開き、憲法を決定して之を頒布すべし。

第八十八條 本約法は國民會議之を制定し、之を國民政府に交付して公布せしむ。

第八十九條 本約法は公布の日より施行す。

註

(1) 允宜 || マコトニ宜シク……スベシ。(2) 由 || 此字の下に主語が来る場合は別に日本語に譯せずともよい。(3) 至遲 || 遅くとも。(4) 小時 || 從來一日を十二時となし、一時の半分を一小時といふ。即ち今の一時間に當る。(5) 查封 || 差押(6) 佃農 || 小作農。(7) 注重 || 重きを置く。(8) 推廣 || 擴張する。(9) 興辦 || 盛に經營する。(10) 油煤金鐵礦業 || 石油石炭金鐵の採取掘事業、(11) 産銷 || 生産と消費。(12) 籌措 || 準備工面する。(13) 複稅 || 二重課稅。(14) 名額 || 定員。

二 公文程式條例

十七年十一月公布施行。

原文

第一條 凡稱公文者。謂處理公務之文書。其程式依本條例之規定。

第二條 公文之類別如左。(一)令。公布法令。任免官吏。及有所指揮時用之。(二)訓令。上級機關對於所屬下級機關。有所諭飭或差委時用之。(三)指令。上級機關對於所屬下級機關。因呈請而有所指示時用之。(四)佈告。對於公衆宣布事實。或有所勸誡時用之。以上屬於國民政府。經國務會議議決者。由主席及五院院長署名。蓋用國民政府之印。其例行之訓令指令。由主席署名。蓋用國民政府之印。屬於其他機關者。由各該機關之長官或主席或常務委員署名。蓋用各機關之印。(五)任命狀。任命官吏時用之。(甲)特任官及簡任官任命狀。由國民政府主席及五院院長署名。蓋用國民政府之印。(乙)薦任官任命狀。由國民政府主席及主管院院長署名。蓋用國民政府之印。(丙)委任官任命狀。由各該機關長官署名。蓋用各該機關之印。(六)呈。五院對於國民政府。或各院所組織之機關對於各該院。及其他下級機關對於直轄上級機關。或人民對於公署。有所陳請時用之。(七)咨。同級機關公文往復時用之。(八)公函。不相隸屬之機關公文往復時用之。(九)批。各機關對於人民陳請事項。分別准駁時用之。

第三條 五院對於各省政府及其所屬機關之公文。以令行之。

第四條 公文應記明年月日。並由負責者署名蓋章。<sup>(13)</sup><sup>(14)</sup>

第五條 政府發佈之公文。除密件外。<sup>(15)</sup>應於國民政府公報公布之。

第六條 本條例自公佈日施行。

譯

第一條 凡そ公文と稱するものは公務を處理する文書をいふ。その程式は本條令の規定に依る。

第二條 公文の類別左の如し。

(一) 令。法令の公布、官吏の任免、及び指揮する所ある時に之を用ふ。

(二) 訓令。上級機關が所屬の下級機關に對し、諭飭或は差委する所ある時に之を用ふ。

(三) 指令。上級機關が所屬下級機關に對し呈請に因りて指示する所ある時に之を用ふ。

(四) 布告。公衆に對し事實を宣布し勸誡する時に之を用ふ。

以上にありて、國民政府に屬し、國務會議の議決を経る者は、主席及び五院院長之に署名し、國民政府の印を捺す。その前例に従ひて行ふ訓令指令は主席之に署名し、國民政府の印を捺す。其

他の機關に屬する者は、各該機關の長官或は主席或は常務委員之に署名し、各機關の印を捺す。

(五)任命狀。官吏を任命する時に之を用ふ。

(甲)特任官及び簡任官任命狀は國民政府主席及び五院院長之に署名し、國民政府の印を捺す。

(乙)薦任官任命狀は國民政府主席及び主管院院長之に署名し、國民政府の印を捺す。

(丙)委任官任命狀は各該機關の長官之に署名し、各該機關の印を捺す。

(六)呈。五院が國民政府に對し、或は各院組織する所の機關が各該院に對し、及び其他の下級機關が直轄の上級機關に對し、或は人民が公署に對して陳請する所ある時に之を用ふ。

(七)咨。同級機關の公文往復の時に之を用ふ。

(八)公函。相隸屬せざる機關の公文往復の時に之を用ふ。

(九)批。各機關が人民の陳請事項に對して分別准駁の時に之を用ふ。

第三條 五院の各省政府及びその所屬機關に對する公文は令を以つて之を行ふ。

第四條 公文には年月日を明記し並びに責任者は之に署名捺印すべきものとす。

第五條 政府が發布する公文は秘密文書を除く外國政府公報に於いて之を公布すべきものとす。

第六條 本條令は公布の日より施行す。

註 (1) 機關 || 官署。(2) 諭飭 || 上より下へ告げ命ずること。(3) 差委 || 差は人を派遣すること、委は事を委任すること。(4) 呈請 || 下より上に呈文を以て申請すること。(5) 五院 || 訓政時期約法第七十一條を見よ。(6) 蓋用 || 捺す。(7) 例行 || 前例に照らして施行する。(8) 特任官 || 親任官に當る。(9) 簡任官 || 勅任官に當る。(10) 薦任官 || 奏任官に當る。(11) 委任官 || 判任官に當る。(12) 准駁 || 准は許可すること、駁は却下すること。(13) 記明 || 明記する。(14) 蓋章 || 捺印。(15) 密件 || 祕密文書。(16) 國民政府公報 || 官報に相當するもの。

## 公文二

公文の種類は之を大別して上行・平行・下行の三項と爲すことが出来る。夫々上級・同級・下級の機關或は人民に宛てて發する公文の謂である。此三項の内に前に擧げた公文体式條例の細別が全部包括される豫である。即ち左の如し。

下行—令・訓令・指令・布告・批・任命狀  
公文—平行—咨・公函

上行—呈

公文二として大體此順序に其例を擧げることにする。

ところで公文には公文専用の慣用語があつて、之を知らずしては無理な訓や解釋を下す恐れがなく、しとしないから、先に公文書用語の大體を掲げる。

爲……事 開端語。函・令・批の三者を除く公文書は何れも此文句で始まる。「……ノ爲メノ事」と訓んでも「……ノ事ノ爲メ」と訓んでも差支なく、「……すること左の如し」等と譯するのとも一つの方法であらう。要するに一つの慣用の形式にすぎない。

查照得 下行文に用ひる開端語。今や批に之を冒頭に冠する者が多い。やはり無意義な發語詞である。「査メルニ」「照ラシ得タリ」、又は共に之を「曰ク」又は「抑々」等と讀んでも宜しい。

據案據 これも下行文の起首語である。指令及び批に用ひる。之を用ひる場合は大率下級機關の呈文の稱する所に據つて言ふのである。「案據」は舊案を援用せる場合である。

奉奉此 上行文に用ひる承語。下級官署が上級官署よりの批令を受けて呈覆する時、「奉」の字を用ひて令文を引き「受取申候」の意を表はし、令文が畢れば復「奉此」の二字を以て承語となす。「……ノ趣承知仕候」の意である。

准准此 右の「奉」「奉此」と同じ性質用法であるが、たゞこれは平行文に用ひる。

〔據此〕 これも「奉此」「准此」と同意味であるが、但し下行文に用ひる。前の「據」「案據」とは字面上相似てゐるけれどもそれとは全然異つた性質のものであることに注意せねばならぬ。

〔内開……等因〕 來文を節録する場合にこの二語を以つて起結となす。「文中ニ曰ク……云々」の意である。「内」の字を用ひずに「令開」「咨開」「函開」とするもの亦同じである。

〔稱〕 上級官署が下級官署の呈文を節録する時に用ひる起語。やはり「曰ク」と訓讀してよい。引用した呈文が畢れば大抵「等情」の二字で結ばれる。

〔等因〕 〔等由〕 〔等語〕 〔等情〕 何れも來文を節録する場合の收束語。「云々」と譯して何。來文が二種以上の場合には「各等因」「各等由」「各等語」等々とする。

〔奉令前因〕 〔准咨前因〕 〔准函前因〕 〔據呈前情〕 皆覆文中に用ひるもので、凡そ前に「奉此」「准此」「據此」等の結轉語がある場合には、意見を發表し辦法を叙述した後はこの四字の慣用語を以つて前文を受けて而して後收束するのである。上行に第一を用ひ、平行には第二・第三を、下行に第四を用ひる。

〔理合〕 〔相應〕 〔合行〕 前の「奉令前因」「准咨前因」「據呈前情」の後を受けて之を以つて全文を收束するもの。上行文に「理合」、平行文に「相應」、下行文に「合行」或は「合亟」「合就」「亟合」等

を用ひる。「理マサニ」「相マサニ」「マサニ行フベシ」「合まニ頭すみやカニ」「合たニ就たチニ」等と訓んでもよいが、何れも一律に之を「コレニヨリ」と讀んでよく當る時がある。

〔爲此〕前の「理合」「相應」「合行」と同じく上を承くる結束語。但し範圍廣く上行・平行・下行何れにも用ひる。

〔在案〕「手續ラセリ」又は「御承知ノ筈ナリ」の意にして前案を引述して文後に此二字を加へる。

〔祈希煩仰著〕皆文尾に用ひ、其文の處理を希望するものである。上行には「祈」、平行に「希」「煩」、下行には「仰」「著」を用ひる。「仰」「著」は何れも使の意で「……セシム」と訓む。

〔切切〕下行文によく用ふる語で切にその注意を促がす意である。

〔實爲公便〕〔至綏公誼〕上行文に前者を、平行文に後者を用ひる。何れも文末に用ひて語氣を助足せしめるものである。要するに「左様御取計被下候ハバ有難存候」の意。

〔爲荷〕右二者と同意味で公函に用ひられる。

〔是否有當〕上行・平行の文中、提議する所あつて理由を叙述した後、此四字を文尾に用ひて謙抑の意を示す。「當レヤ否ヤ」の意

一 國民政府令

茲制定森林法公布之。此令。

民國二十一年  
九月十六日

訓 茲に森林法を制定し之を公布す。此に令す。

茲修正工商同業公會法第七條條文公布之。此令。

前同

譯 茲に商工同業組合法第七條條文を修正し之を公布す。以上。

任命洪士奇爲陸軍獨立砲兵第五團團長。此令。

前同

訓 洪士奇を任命して陸軍獨立砲兵第五團團長とす。此に令す。

譯 任陸軍獨立砲兵第五聯隊長。洪士奇

鐵道部總務司長李浩駒呈請辭職。李浩駒准免本職。此令。

前同

訓 鐵道部總務司長李浩駒は呈して辭職を請ふ。李浩駒は本職を免ずることを准す。此に令す。

譯 依願免本職。鐵道部總務司長。李浩駒

署湖北高等法院院長陳長簇呈請辭職。代理甘肅高等法院院長馮致祥。署寧夏高等法院

長王芝庭另候任用。陳長簇馮致祥王芝庭均免本職。此令。

同前

譯

依願免本職

湖北高等法院院長代理

陳長簇

免本職待命被仰付 甘肅高等法院院長代理

馮致祥

同前 寧夏高等法院院長代理

王芝庭

註

△署〓本官の官吏が其任に在らざるとき、他の官吏をして代理せしむること。△另候任用〓待命の意。「別ニ任用スルヲ待テ」と訓む。

代理行政院長宋子文呈。據軍政部長何應欽呈請任命王谷元爲參謀本部安徽省陸地測

量局副官。應照準。此令。

民國二十一年  
十月二十五日

訓 代理行政院長宋子文の呈に、軍政部長何應欽呈に據れば王谷元を任命して參謀本部安徽省陸地測量局副官と爲さんことを請ふ。應に照準すべし。此に令す。

註 官吏の任免狀はその形式が一寸面倒で當該長官の申請に依りて之を認可することになつてゐ

る。此場合は軍政部長何應欽が所屬の王谷元なる者を某々の官に任命せんことを行政院長宛に呈請したのを、行政院長代理たる宋子文が其旨を更に國民政府宛に申請したので、國民政府はこれを妥當と認めて此令を發したのである。△應照準〓呈文の通り認可すべきものだの意。

張孟介烈士自清季參加革命。服勞黨國。卓著辛勤。辛亥光復之始。孤軍屹立。屏蔽江淮。厥功尤偉。民元後經事變顛沛。不渝初志。痛於民九年被害殞命。追懷遺烈。

悼惜良深。除飭安徽省政府覓地暫厝遺櫬以慰英靈外。應明令表揚。藉彰前勛。以垂不朽。此令。  
民國二十一年  
十二月十四日

訓 張孟介烈士は清季革命に参加してより、黨國に服勞して、卓おほいに辛勤を著はせり。辛亥光復の始、孤軍屹立、江淮を屏蔽し、厥の功尤も偉なり。民元後事變の顛沛を経るも初志を渝かへざりき。痛ましいかな民九年害せられて命を殞なげせり。遺烈を追懷するに悼惜良ことばに深し。安徽省政府をして地を覓め暫く遺櫬を厝もぎ以て英靈を慰ましむるは固より、應に明令して表揚し、藉かりて前勛を彰はし以て不朽に垂るべし。此に令す。

註 革命烈士の功を令で以つて賞揚した一例である。△清季〓清末。△屏蔽〓屏の如く内外を蔽ふ

こと。△除……外……は勿論、……は固より、……はいふ迄もなく、の意。△筋……に命じて……せしめる。△覓……尋し求む。△厝……葬むるまで柩を停めて置くこと。△遺襖……遺骸、柩。△前助……これまでの勳功。助は勳の古字。

## 二 國民政府外交部令

### 條約委員會成立

查吾國八十年來受列強之壓迫。成立各種不平等條約。國體國權。兩受損失。殊堪痛惜。先總理爲謀國民之解放。因將不平等條約之廢除。定爲本黨黨綱。國民政府有應竭其全力。規劃此事。期於最短時期。完成先總理之遺志。本部長有鑒於此。因特設條約委員會。網羅羣彥。從事撤銷舊約。及更訂新約之準備。所有該會組織條例。及辦事細則。由本部另行釐訂施行。此令。

公文程式大全所載。

不平等條約撤廢促進のため條約委員を特設した旨の外交部令である。

【訓】 思ふに我國は八十年來列國の壓迫を受け、各種の不平等條約を成立し、國體國權兩つながら損

失を受けをり、殊に痛惜に堪へず。先總理は國民の解放を謀らんが爲、不平等條約の廢除をば定めて本黨黨綱と爲し給ひたるに因り、國民政府は應に其全力を竭して此事を規劃し、最短期間に於いて先總理の御遺志を完成せんことを期すべきなり。本部長は此に鑒みる有り、因て特に條約委員會を設け、羣彥を網羅し、舊條約燃撤及び新條約更訂の準備に従事することとせり。凡ゆる該會の組織條例及び辦事細則は、本部より別に釐訂施行を行ふべし。此に令す。

△查 || 思ふに、抑々。△將 || ……をば。△羣彥 || 諸彥。えらい方々。另行釐訂 || 別に釐訂を行ふ。釐訂は改訂に同じ。

### 三 國民政府財政部通令

#### 江浙兩省財政各機關概不得擅自撥支

爲令飭事。案照本部長奉令接收江浙財政。現經設立駐滬辦事處。以資統轄。自此次通令後。所有江浙兩省中央直轄財政機關一切收入。應均掃數解交本處核收。其屬於前江蘇財政廳範圍者。應解江蘇財政處。屬於浙江財政廳範圍者。應解浙江財政處。概不得擅自撥支。除通令外。合行令仰各機關一體遵照毋違。切切此令。

公文程式大全所載。

江蘇浙江兩省の財政が國民政府財政部に直屬するやうになつたので、兩省の財政各機關は自ら支出するを得ず、之を財政部直屬の機關よりするやうにとの通令である。通令とは同文の令を各方に發するものである。

譯

令飭すること左の如し。案ずるに本部長は令を奉じて江蘇浙江の財政を接收し、現に既に駐滬辦事處を設立し、以て統轄に資し居れり。今般の通令より後、凡ゆる江浙兩省中央直轄財政機關一切の收入は、均しく全部本處に納入すべし。其の前江蘇財政廳の範圍に屬したりし者は江蘇財政處に移すべく、浙江財政廳の範圍に屬したりし者は浙江財政處に移し、概て擅に自ら支拂をなすべからず。右通令をなす外、之により各機關をして一樣に其通り尊奉し違ふことなからしむ。切に切に此に令す。

註

△撥支リ支拂する。△爲令飭事リ令飭の爲の事。飭は命ずる意。△現經リ今既に。公文によく用ひ

られる語。△滬Ⅱ上海。△掃數Ⅱ悉く、全部。△解交Ⅱ解は移送すること、交は交付すること。  
△核收Ⅱ調査の上受取る。△合行Ⅱ公文用語解を見よ。△仰Ⅱ……ヲシテ……セシム。△一體Ⅱ一  
様に。△遵照Ⅱ命令の通り遵行する。△毋違Ⅱ違ふこと勿れ。

#### 四 淞滬警備司令部訓令

##### 整飭軍紀風紀

爲訓令事。茲爲整飭在滬各部隊軍紀禮節風紀。以壯軍容起見。嗣後官兵外出。概須整  
齊服裝。佩帶領章或符號。以資識別。並由憲兵團巡查隊隨時查察。如有服裝不整或無  
領章符號者。卽拘部究罰。除分令外。仰卽飭屬一體凜遵。毋違。此令。

二十一年十月二十九日新聞報(上海)

軍紀肅正のための訓令で、これに似たものは屢々出る。

譯

訓令すること左の如し。茲に上海駐在各部隊軍紀禮節風紀を整飭し以つて軍容を壯にせんが爲、

自後官兵の外出には概て須く服裝を正しく整へ、襟章或は符號を佩帶し以つて識別に資すべし。並びに憲兵團巡查隊は隨時に查察し、もしも服裝整はず或は襟章符號なき者あらば、直ちに部に拘引し、訊問の上處罰すべし。右各方へ分令するは勿論、即時管下をして一様に謹みて遵奉せしむ。違ふこと勿れ。以上。

註

△淞滬〓吳淞・上海。△爲……起見〓……の目的で。△嗣後〓自後。△領章〓襟章。  
△即〓即時。△飭屬〓屬に飭し。即ち管下に命じて。△凜遵〓謹み遵ふこと。凜は慄に同じ。

## 五 浙江省政府訓令

### 令各機關保護外人生命財產

案查前奉國民政府令飭保護宗教團體。又准國民政府外交部電請嚴令所屬。對於外人生命財產。務須絕對周密慎重保護。不得有絲毫損害。又准浙江臨時政治會議函請。通令保護外人財產各等因。業經本政府迭次通行遵辦在案。乃近據各縣教堂主教等來府具訴。

各處對於外人財產。乃有藉端侵害情事。如果匪虛。殊與中央明令相背。合再通令告誡。嗣後對於外人財產。如醫院教堂住宅等。除因法律關係另行辦理外。應一律妥爲保護。其有官廳暨地方團體借用。或暫代管理者。並即一概查明發還。免滋口實。仰即遵照。並布告民衆一體週知。仍將遵辦情形具報。此令。

公文程式大全所載。

外人の生命財産保護に關する浙江省政府の訓令である。

譯

思ふに前に國民政府より宗教團體を保護せよとの令に接し、又國民政府外交部より嚴重に管下に令して外人の生命財産に對して務めて須く絶對に周密慎重に保護し絲毫も損害あることを得ざる様せられたしとの電請に接し、又浙江臨時政治會議より通令して外人の財産を保護せられたしと書面にて請ひ來れるにより、既に本政府は屢次右の通り處理手續を了したり。然るに近頃各縣教會堂主教等が本政府に出頭して具訴する所に據れば、各處にて外人の財産に對しなほ端を藉りては侵害の事ある由なり。若しも果して虚に非ずとせば殊に中央の明令と相背く。之により再び通令告誡し、

自後外人の財産、即ち醫院・教會堂・住宅等の如きものに對しては、法律關係に因りて別に處理を行ふは勿論、之に一樣に適宜保護を加ふべきものとす。その官廳及び地方團體之を借用或は一時代管せるものは、何れも直ちに悉く調査の上之を還付し、兎角の口實を構へられざる様注意すべし。右即時遵行すべし。並びに之を民衆に布告して一樣に週く知らしめ、なほその處理の情形を具報すべし。

註

△案查〓二字でオモフニと訓んでよい。△准〓用語解參照△務須〓務めて須く。是非とも。△函請〓書面を以つて要請する。△各等因〓用語解を見よ。△業經〓既に。△迭次〓屢々。△通行〓普く各方に發する。△在案〓手續を了せり、(公文用語解を見よ)△藉端〓口實を設けて、それにかこつけて。△如果〓もしも。果して。△匪虛嘘でないならば。△明令〓大令に同じ。△合〓コレニヨリと訓んでよい。△查明〓明令に取調の上。△發還〓還へす。△免滋口實〓かれこれ言掛りをつけられないやうに。△週知〓普く一般に知らせる。

## 六 國民政府訓令

### 令市政府嚴禁溺女

爲通令事。案准江蘇黨部特別委員會婦女青年運動員會函稱。我國古來有重男輕女之陋習。皆以女子不能獨立。而依男子爲生。遂生鄙視女子之意。男女間不平等之待遇乃起。往往貧家生女。輕則送至收生堂。重則溺斃。此種陋習。沿至今日。尙不能免。現在革命成功。敝會以爲此種陋習。若不申令嚴禁。殊背總理三民主義之要義。依據現在國民政府之政綱。男女同享參政權。在政治上男女已無界限之分。且現在女子解放運動。已達目的。與男子同享公民權。兼能獨立謀生。是在社會上。男女已處於平等地位。縱觀上述各節。若再沿重男輕女之陋習。溺斃女孩。是非大愚。且上天有好生之德。同屬人類。一加愛護。一施殘殺。背滅天道。莫此爲甚。是以請我國民政府。通令各地嚴禁溺女。以重人道而維世風。實爲德等由准此。查溺斃女孩。有乖人道。惡俗相沿。亟應禁止。准函前因。除分令外。合行令仰該市政府迅飭所屬一體遵照。嚴切禁止。並將辦理情形呈報勿違。此令。

に行はれてゐる溺女といふ古來の陋習を、男女同權といふ見地からの江蘇黨部特別委員會婦女青年運動會よりの公函に基き、全國に通令を發した國民政府の訓令である。

譯

通令をなすこと左の如し。江蘇黨部特別委員會婦女青年運動會の書面によるに曰く、  
「我國には古來男を重んじ女を輕んずる陋習有之候。そは皆女子が獨立すること能はずして男子に依りて生を爲せるを以つて、遂に女子を鄙視するの意を生じ、男女間不平等の待遇かくて起りたる者に御座候。往々貧家にて女兒を生めば、輕きは之を收生堂に送り込み、重きは之を溺死せしめ居り、此種の陋習は沿うて今日に至るも尙免るること能はず候。革命の成功せる今日、敝會謂へらく、此種の陋習は若しも令を發して之を嚴禁するに非れば殊に總理の三民主義の要義に背くべしと。現在國民政府の政綱に依れば、男女は同様に參政權を享有すとの儀に御座候。政治上に在りて男女既に限界の分なし。且つ現在女子解放運動は既に目的を達し男子と同じく公民權を享有し、兼ねて能く獨立して生活を謀るを得居候。是れ社會上に在りて男女は既に平等の地位に處るなり。上述の各節を縱觀仕候へば、再び重男輕女の陋習に沿うて女の嬰兒を溺死せしむるが如きは、豈是れ大いなる愚事には候はずや。且つ天帝には生物をあはれみ給ふ御慈愛有之候。

同じく人類に屬しながら、一には之に愛護を加へ、一には殘殺を施す。天道を背滅することこれより甚しきは無しと存候。是を以つて我が國民政府に請ひ、普く各地に通令して溺女を嚴禁し、以つて人道を重んじ世風を維持せられ候はば、實に公德と存ずる次第に御座候。」云云。

右の趣承知せり。思ふに女孩溺死は人道に乖そむくことなれど惡俗相沿うて斯の如し。まさに速かに禁止すべきものなり。依つて右の書面に基きて夫々各方に分令するは勿論、之により該市政府に令して速かに管下に命じて一樣に令の通り手配せしめ嚴重に之を禁止し、並に處理の情況を呈報せしむ。違ふこと勿れ。以上。

**註**

△稱イ曰く。△爲生ニ生活を營む。△收生堂ニ溺女防止のための保嬰所。△申ニ重ねて、繰返して。△維世風ニ世風を維持する。△亟應ニ速かにまさに……すべし。(用語解を見よ)△准函前因ニ用語解を見よ。

## 七 江蘇省教育廳訓令

禁止男女同校特重讀經與國文禁用白話並多設宣講所

案奉省長第五一八六號訓令。內開。案准浙閩蘇皖贛聯軍總司令部函開。茲據無錫公民楊鍾鈺曹啓文呈請禁止男女同校。特重讀經與國文。禁用白話。並多設宣講所等情。查中國禮教莊嚴。文獻宏備。本爲全球各國所重視。乃近歲學風浮囂日甚。敗常亂俗。謬託文明。推其狂悖之心。直欲使數千年道德留貽剷除淨盡。反不若歐美所設之學校猶知維持德育。教部及各校職員。因循敷衍。舍己耘人。使青年子弟漸染澆風。可爲太息。該公民等所稱。洞中時弊。頗堪採用。相應函請察照。令行教育廳核議施行爲荷。等因。並附件原呈到署。除函復外。合行抄錄呈稿。令仰該廳長查照向章。分別該議具復。此令。等因。並鈔發原呈。奉此。當以男女同學一項。在小學校生理尙屬幼稚時代。似尙無妨。大學生年齡學力已達成成人時期。在道德及法律上均可自負責任。按諸國外各大學。亦類皆男女同學。似當有通融之餘地。惟中等各校。學生年齡大率正在青春時。間。定識定力均尙未有充分修養。似應一律禁止男女同學。以防弊害而肅風紀。讀經一項。包括修齊治平諸大端。有陶冶善良風俗作用。似應由各校於公民科或國文科內擇要選授。藉資誦習。至特重國文禁用白話一項。在小校學生程度尙淺。文言白話不妨兼授。

以期易於領會。中等各校學生以能閱本國典籍。現代文言報紙。及以清淺文字發表思想事物爲重要之目的。似應多授文言文。以期國文程度之增進。並應禁閱不正當之小說。以肅校風而端士習。又多設宣講所一項。現在各縣所辦社會教育事項。類有通俗宣講員擔任宣講。前經廳長通令整頓在案。似可卽由職廳摘抄原呈要旨。令飭各縣原有宣講員切實辦理。無庸另行添設。庶幾事易觀成。費無虛耗等語。備文復請省長核示。茲奉指令內開。呈悉。准如所擬辦理。卽由該廳通令飭遵。並候特函總司令部查照。此令。等因。奉此。除通令外。合行抄發原呈令。仰該校遵照。此令。

民國十五年八月十二日時事新報（上海）。これは古史辯第二冊中所錄のものを轉載したのである。男女同學禁止、四書五經及び國文の獎勵、白話（口語文）の禁用、並びに宣講所（公衆を集めて法の説明をしたり其他通俗的な講演をする所）の増設に關する訓令である。何事も新らしがらうとする一面、かうした國粹鼓吹の訓令等が屢々出されるのはまことに尤もの事ながら面白い。文情些か複雑なので一寸説明を加へる。初め無錫の公民楊・曹二人が浙閩蘇皖贛聯軍總司令部宛に右主旨の呈文を差出したので。同司令部は江蘇省長に宛てて公函（第一行茲據以下第六行目爲荷まで）を

發した。そこで同省長は教育廳に對して原呈文を添へて訓令(第一行目案准以下第七行此令まで)を發した。依つて同廳から更に折返し省長宛にそれに對する同廳の意見(第八行當以下第二十八行費無虛耗まで)を呈文にしたゝめて提出した所、省長より同廳宛に指令(四八頁第一行行呈悉以下同行此令まで)が届いたので、教育廳は此全文を省立各學校各縣教育局長に向つて發令したのである。

譯

省長よりの第五一八六號訓令によるに、曰く、

本省長は浙閩蘇皖贛聯軍總司令部より左の如き書函に接したり。曰く、「茲に無錫の公民楊鍾鈺・曹啓文の呈文を以つて申請する所に據れば、『男女同學を禁止し、特に讀經と國文を重んじ、口語文の使用を禁止、且つ宣講所を増設せられ度候』云々と有之候。思ふに中國は禮教莊嚴、文獻宏備、本より全世界各國の重視する所に御座候。然るに近年學風の浮囂日に甚しく、常を敗り俗を亂り、之を謬つて文明に託し居る有様にて、其の狂悖の心を推し候はんか、直ちに數千年の道徳の賜を悉く剷除し盡すに至らしめんかと思はるるばかりにて、むしろ反つてかの歐米諸國所設の學校の猶ほ徳育の維持を知り居れるに如かずと存候。教育部及び各校職員は因循敷衍、己を

捨てて人を転し、青年子弟をして漸く澆風に染ましめ居る次第、眞に太息の至に御座候。該公民等の稱する所は時弊に洞中し、頗る採用の價値ありと存候。由つて書面を以つて御察照願上候。何卒教育廳へ調査協議方御差配の上、右御施行相成被下候はば幸甚に御座候。云々。並びに本署に向け原呈文を附し來たれるを以つて、右書面を以つて折返し返事をなせるは勿論、之に由り呈稿を抄録して該廳長に令して、從來の慣例を調査しその是非を分別して協議決定の上その旨具復せしむ。以上。云々。

並びに御發送相成たる原呈文を受領せり。思ふに男女同學の一項は、小學校の生理尙幼稚に屬する時代に在りては尙妨げ無きに似たり。大學生の年齢學力は既に成人の時期に達し、道德及び法律上均しく自ら責任を負ふべく、諸國外の各大學を按ずるも亦皆男女同學に類し、當に通融の餘地あるべきに似たり。ただ各中等學校は學生の年齢大率正に青春の時期に在り、定識定力均しく尙未だ充分の修養あらず。まさに一律に男女同學を禁止し、以て弊害を防ぎ風紀を肅すべきに似たり。讀經の一項は、修齊治平の諸大端を包括し、善良なる風俗の陶冶作用あり。まさに各校により公民科或は國文科内に於いて要を擇び選授し、藉りて誦習に資すべきに似たり。特に國文を重んじ白話を禁用するの一項に至つては、小學校兒童の程度尙淺き者に在りては文語口語を兼ね授け、以つて理解

し易からしめん事を期して差支へなきも、中等各校の生徒は能く本國の典籍、現代文語文の新聞紙を閲する事を得、及び卑近なる文字を以つて思想事物を發表する事を重要な目的となすを以つて、宜しく文語文を多く授けて以つて國文の程度の増進を期し、並びに不正當なる小説の閲讀を禁じて以つて校風を肅し士習を端すべし。又宣講所増設の一項は、現在各縣所辦の社會教育事項中に通俗宣講員なる類似のものありて宣講を擔任し居り、前に廳長の通令を以つて整頓の手續を了したるに因り、即時本廳より原呈の要旨を摘抄して各縣原有の宣講員に令して切實に處理せしむれば、別に増設を行ふ必要なく、事易くして効多く、經費も虚耗なきに近かるべきに似たり云々。依つて右の趣を文に備へて再び省長の御認可を請ひたるに、茲に次の如き指令に接したり。曰く、

「呈文の趣承知せり。處理せんと欲せらるる所の如く即時該廳より通令を下し遵行せしむべし。並びに特に總司令部宛に書面を以つて報告し、その査照を候て。」

右の趣承知して通令を下せる外、之に由り原呈文の寫しを發送し、當該校をして命に遵ひその通り行はしむ。以上。

註

△内開〓その文中に曰く。(用語解參照)△浙〓浙江。△閩〓福建。△蘇〓江蘇。△皖〓安徽。△贛

江西。△等情Ⅱ用語解參照。△全球Ⅱ全世界。△浮囂Ⅱ浮薄。△敗常Ⅱ道德を敗る。常は五常のこと。△留貽Ⅱ遺産。賜。△剷除Ⅱ削除。△淨盡Ⅱすつかり盡してしまふ。△教部Ⅱ教育部、即ち我が文部省に相當す。△舍己耘人Ⅱ己れの田を捨てて人の田の草を除く。自分の悪い所に氣付かないで人の世話はかりやくこと。△澆風Ⅱ輕薄な風習。△相應Ⅱ用語解を見よ。△向章Ⅱ從來の慣習。△核議Ⅱ協議。△鈔發Ⅱ文書の寫しを送ること。△奉此Ⅱ用語解を見よ。△通融Ⅱ酌量すること。△修齊治平Ⅱ修身齊家治國平天下。△文言報紙Ⅱ文語體で書いた新聞紙。△清淺Ⅱ卑近な。△前經Ⅱ既に、以前に。△職廳Ⅱ私どもの廳。△核示Ⅱ認可。△呈悉Ⅱ呈文の趣承知せり。

## 八 江蘇省政府指令

### 准予辭職指令知照

呈悉。查該員成績卓著。本難遽予辭職。惟據稱因勞致疾。亟待調養。情詞懇摯。自應  
 勉准所請以節賢勞。除委趙國昌接充外。仰即知照。此令。

公文程式大全所載。

辭職を願ひ出た者に對して之に許可を與へた指令である。指令は大抵短文の者が多い。

譯

呈文の趣承知せり。査ふに該員は成績卓著にし本遽かに辭職を予し難きも、た惟稱ふる所に據れば所勞のため病疾を得、函かに療養したしとあり、その情詞甚だ懇摯なり。依つて自ら應に勉めて請ふ所を准し以つて賢勞を節せしむ。趙國昌に委ねて接充せしむるを除く外、即時知照せしむ。此に令す。

註

△准予認可。△知照その旨通知する。△函に俄に、急に。△調製保養する、養生する。△賢勞その功績を賞して斯くいふ。△勉に勉強、即ち止むなく、つとめての意。△接充引繼ぎ其任に充てる。

九 上海特別市公安局佈告

禁止捕賣田雞

爲布告事。吾華古稱農國。江南尤爲產米之區。年來災害頻仍。秋收歉薄。米價騰貴。

生計日難。推究災歎之由。大都害在蟲傷。雖歷經官廳派員督責防除。無如人工救濟。力難普及。查青蛙一物。俗稱田鷄。性嗜捕食害稻惡蟲。故又稱護穀蟲。惟其有利農田。是以向禁捕食。況今黨國注重民生主義。五穀熟而民人育。此爲不易之理。蟲傷之害不除。田事安望起色。市民生計困難。影響社會秩序。欲去害穀之蟲。可藉田鷄之力。護穀務農。此爲要圖。爲特布告。凡屬本市境內。一律禁止捕賣田鷄。當知此項禁令。關係民生至鉅。本局隨時派員密查。如敢故違。一經察出。定科嚴罰不貸。特此布告。

公文程式大全所載。

穀物の害蟲を喰ふ所の青蛙（俗語でいふ田鷄）の捕獲賣買を禁じたるもの。蛙は支那料理、ことに廣東料理によく使はれるからである。此種の禁令も毎年その時季には必ず見られるものである。

譯

布告をなすこと左の如し。吾中華は古へより農國と稱せられ、江南は尤も産米の區たり。年來災害頻りに相續ぎ、收穫少く、米價騰貴し、生計日に難し。災歎の原因を推究すれば大都その害は蟲傷にあり。此迄屢々官廳より員を派して防蟲除蟲を督促すと雖も、人工救濟の如きなくんば、力普

及し難し。思ふに青蛙このまがへらなる物は、俗に田鶏と稱せられ、その性稻を害する惡蟲を捕食するを嗜む。故に又護穀蟲とも稱せられ、惟ふにそれ農田に利あり。是を以つてさきに捕食を禁じたり。況や黨國は民生主義に重きを置けり。五穀熟して民人育す。これを不易の理となす。蟲傷の害にして除かれずんば、農事安んぞ發達を望まん。市民の生計困難は社會秩序に影響す。害穀の蟲を去らんと欲せば、田鶏の力を藉りて穀を護り農に務むべし。此を要圖となす。ここに特に布告をなし、凡そ本市内にありては一律に田鶏の捕賣を禁止す。まさに此項の禁令は民生に關係すること至大なるを知るべし。本局は隨時に員を派して密査し居り、もしも敢て故意に違ひて察出せられたる場合は必ず之に嚴罰を科して許さざるべし。特に此に布告す。

註

△仍〓重る、打續く。△秋收〓秋の收護。△歉薄〓穀物の實らぬこと。△大都〓大率。△蟲傷〓蟲害。△歷經〓此迄度々。△向〓先に。△起色〓發展、進歩。△貸〓貸借する。

十 上海縣政府布告

取締脚夫丐頭勒索

爲布告事。案查本月十五日第三十次區長會議。據第五區區長邢志剛提議稱。查各鄉鎮脚夫俗名行口。扛運貨物。橫索重貲。恃衆要挾。又遇鄉間婚喪喜慶。每藉綵輿喪輓。私分地段。把持居奇。尙有丐頭。無論喜慶建築之事。敲索不遂。率同羣丐登門閱詐。盤踞不去。或攫取食物。種種滋擾。無所不爲。戰區於上春楊福生家喪子。陳行鎮之脚夫。到鄉間楊家打抽豐。結聯八人。假名喪輿。毛遂自薦。喪家留飯。無醉不歸。廚中無菜。擲碎碗盞。又孫雲龍病故。題橋鎮喪輿。去有八人。到孫家一醉。而地方極小。該脚夫多人。不顧情面。佔坐客堂。盤踞不去。如此假名勒索。雖在前清早已垂爲厲禁。何況處此青天白日旗幟之下。而有此等之惡習乎。在民國十年七月間。曾奉縣公署出示查禁。現因日久玩生。瞬將隆冬婚喪喜慶之事正多。或恐仍蹈故轍。詐擾地方。可否援照前案。重申嚴禁。請公決施行等情。經討論決定。由縣政府布告。分發各區禁止等語。紀錄在案。查脚夫丐頭假名勒索滋擾。實屬妨得公安。自應重申嚴禁。以安閭閻。除通令各區公所各公安分局。遵照查禁外。合行布告周知。倘有脚夫丐頭再向商舖居戶。藉端勒索滋擾。一經察覺。定卽拘懲不貸。其各凜遵。毋違切切。特此布告。

二十一年十月二十五日申報(上海)

脚夫(飛脚)及び乞食頭が金品を強請するのを取締るとの縣政府の布告。

譯

本月十五日第三十次署長會議に於ける第五區署長邢志剛の提議に據れば次の如し。

「各鄉鎮の脚夫(俗名行口といふ)は貨物を打かぎ運ぶ者でありますが、横ほしまに巨額の金錢を強請せひり、衆を恃んで要挾し、又鄉間にて婚喪喜慶があれば、つねに綵輿喪輜を藉りて私かに繩張を分ち之を把持して甘い汁を吸うて居ります。尙又丐頭(乞食の頭)なる者があり、喜慶建築等は無論のこと何かといへば金品を強要し、若しもそれを與へないと多勢の乞食を引具して門の中に入り込み、ワイ／＼騒いで坐り込んで去らうとせず、或は食物を攫取る等種々の惡戯の限りを盡します。本職わたくしの區では今年の春、楊福生といふ者の家で息子が喪りました時、陳行鎮の脚夫が郷間の楊家に參り抽ひ豐とをなし、八人で組んで名を喪輿を託たくけ、毛遂流にてんでに坐り込んだので、喪家でも仕方なしに飯を振舞ひ、みんな酔ぼらつて歸りました。厨にお菜が無いといつては碗や皿を擲げ割るのです、又孫雲龍といふ男が病死しました時に、題橋鎮の喪輿は八人でしたが、それが孫家へ押しかけて行つて一酔しました。而も場所は極めて狭いの、その脚夫どもは多人數で情面をも顧み

ず、客間に坐を占め頑張つて去りませんでした。此の如き或事は託けて強請することは、既に前清時代にさへも之を嚴禁をしてあります。まして況や此の青天白日旗下に在つて而も此等の惡習あらんとは。民國十年七月頃、曾て縣公署よりお達示が出て之が禁制をなされましたが、今や日が立つにつれて無視されるやうになつてしまひました。またたく間にやがて隆冬となり婚喪喜慶の事が多い時が來ますが、或はなほ故轍を蹈んで地方を詐擾するやうな事がありはしまいかと恐れますので、何卒前案に照して重ねて嚴禁をなし公決施行されては如何かと存ずる次第であります。云々。同會議は之を討論の上、縣政府より此旨布告し各署に分發して禁止せしむることに決定し、手續を了したり。思ふに脚夫・丐頭が名を假りて強要惡戲をなすことは實に公布妨碍に屬す。これにより重ねて嚴禁し、以つて閭閻を安んぜんとす。各署各派出所各公安分局に通令してその通り査禁せしむる外、之を布告して一般に普く知らしむ。もしも脚夫丐頭にして再び商舖居戸に向ひ、端を藉りて強請騷擾の事ありて、一たび察覺せられし時は、必ず直ちに拘引懲罰に處して貸さざらん。ここに各方に嚴に遵奉せしむ。くれぐれも違ふ勿れ。特にここに布告す。

## 註

△勒索 〓 無理に金品を要求すること。△區長 〓 警察署長。△打運 〓 肩に荷つて運ぶ。△横索 〓 勒索

に同じ。△重賞Ⅱ巨額の金。△要挾Ⅱ恐嚇すること。△綵輿Ⅱ結婚の時花嫁の乗る輿。△喪幡Ⅱ葬式の時柩を乗せる車。△地段Ⅱ繩張、地盤。△居奇Ⅱ奇貨可居をくの意。史記に見ゆ。△蔽索Ⅱ勒索に同じ。△職區Ⅱ本職ほんしやくの管轄區。△打抽豐Ⅱ抽豐をなす。抽豐とは奴僕などが僅かのものを主人に呈して多くの頂戴物を得ることをいふ。△結聯Ⅱグルになる。△毛遂自薦Ⅱ史記平原君傳に見ゆ。毛遂は趙の平原君の食客となり初め才を表はす所がなかつたが、後、秦が趙を攻むるや、平原君は救を楚に求めた。その時毛遂は自ら薦めて之に従ひ、よく三寸の舌を以つて楚國をして合従の約を結ばしめた。△去有八人Ⅱ八人の者が押し掛けての意。去は意味を強める詞。△地方Ⅱ場所。△不顧情面Ⅱ情實も顧みず。△厲禁Ⅱ嚴禁。△因日久玩生Ⅱ時日が久しく經つたのでその命令を蔑るにする心が生じた。△可否Ⅱ可なるや否や。上に對して意見を述ぶる際に用ふる謙詞。

## 十一 淞滬衛戍司令部批

爲上海電局員生呈請恢復電政監督

呈悉。事關交通。仰卽逕向交通部請示可也。此批。

公文程式大全。

上海電政局員生より電政監督を恢復せられたき旨呈文で申請したのに對して、淞滬衛戍司令部が之に答へた批である。

譯

呈文の趣承知せり、事交通に關するものなれば、直ちに交通部に向つて御指示を請ふが宜し。以上。

註

△即逕り直ちに。△請示り指示を請ふ。

## 十二 浙江軍事廳批

西湖岳廟奉祀生岳邦臣呈爲警備營前駐廟內損破石砌玻璃格漏  
等件請派員勸修

呈悉。仰候派員切實查勘。擇要估修。一面再行示禁可也。此批。

公文程式大全所載。

西湖の岳廟（岳飛を祭つた廟）の奉祀生岳邦臣より、何卒御調査の上修繕して下さる様と、浙江

省軍事廳に願ひ出たのに對する同廳の批文。

譯

呈文の趣承知せり。員を派し切實に査勘し、要を擇びて估修し、一面再び示禁を行ふを候たるれば可也。以上。

註

△奉祀生〓神官。△石砌〓石疊。△玻璃〓硝子。△格漏〓格子。△勘修〓取調の上修理する。△估修〓見積り修繕する。

### 十三 國民政府外交部咨復交通部文

爲否認延長電信借款之交涉

爲咨復事。准大咨開。爲北京電政當局與英丹各公司秘商借款。延長電信合同。請照會英丹兩國公使。決不承認等因。准此。除令行江蘇交涉員立即遵照。照會駐滬英丹兩領轉駐北京該兩國公使查照外。相應先行咨復。卽希查照爲荷。此咨交通部。

公文程式大全

公文

交通部よりの咨に對する外交部の返事の咨文。電信借款延長の交渉を否認する爲である。

譯

咨文を以つて御返事申上候。貴部よりの咨文によれば、北京電政當局が英・丁各會社と秘かに借款を商議し、電信契約を延長せんと致せるにより、何卒英・丁兩國公使に御照會相成、決して御承認被下問敷候様云々の趣委細拜承仕候。江蘇交渉員に令して直ちに左様遵奉せしめ、駐滬英・丁兩國領事に照會し、駐北京該兩國公使に轉じ査照せしめ候外、茲に不取敢咨文を以つて御返事申上候。何卒早速左様御取調べ相成被下候はば有難存候。敬具。

註

△大咨 先方の咨文を尊んでいふ。△丹 丹麥、即ち丁抹デンマークのこと。△秘商 秘密に交渉する。△合同 契約。△立即 即時。△爲荷 有難く存候。(用語解参照)

#### 十四 國民政府財政部通咨各省區文

通咨發行中央券應與現金一律行使

爲通咨事。據中央銀行行長周佩箴呈稱。查中央銀行條例第八條。中央銀行由政府授予

以左列之特權。一依照兌換券條例。發行兌換券。遵即擬具兌換券條例十二條。提請財政委員會核議在案。現當籌備就緒。不日開幕。兌換券之發行。自應同時并舉其發行之方法。非特人民可持國幣向本行交換。而繳納稅捐公款。及其他一切交易。亦當以此爲現金代用品。兌換券條例第四條。即取此義。惟發行伊始。人民或未能週知。經收捐稅公款。及官有營業各機關。亦或未能遽悉。職行再四研究。擬請一面由國民政府公布兌換券條例。并即請鈞部通令各稅收機關各種官有營業。所有收入。均須用職行之兌換券。一面由職行發樣券於各機關各工商團體。備資參照。并同時用廣告方法。發諸報端。俾衆共曉。仰祈鈞部俯念發行之初。應樹大信。准予所謂。立即頒發通令。則於國於民交受其益。除分呈國民政府總司令部外。理合附具兌換券條例清摺。呈請鑒核施行等情。并抄擬條例一件到部。查中央銀行係國家銀行。準備金已十足。所發行之兌換券。自應與現金一律行使。俾廣流通。除條例俟國民政府公布。并分別函咨令行外。相應咨請貴政府查照通用。并希通飭所屬。一體知照。至緞公誼。

公文程式大全。

國民政府財政部より各省に宛て、同文の咨文を發したるもの。大意は今度中央銀行より兌換券を發行するやうになつたから、現金同様に行使せられたる旨を述べてある。

## 譯

中央銀行總裁周佩箴の呈文に據れば曰く、

抑々中央銀行條例第八條に、「中央銀行は政府より左記の特權を授けらる、一、兌換券條例に依照して兌換券を發行す」と有之候間、之に遵ひ直ちに兌換券條例十二箇條を草し、之を財政委員會に提出、御審議を申請致居候處、今や當に籌備緒に就き申候間、不日開始可仕候。兌換券の發行は自ら應に同時に其發行の方法をも並び擧ぐべく、當に人民が國幣を持し本銀行に向つて交換し、而して税捐公款の納入及び其他の交易をなし得べきのみならず、亦當に此を以つて現金代用品と致すべく候。兌換券例第四條は即ち此義を取りたる者に御座候。唯何分發行勿々に付、人民或は未だ周知する能はず、捐税公款を收納する機關及び官營事業の各機關にても、或は未だ遽かに悉知し居らぬにやと存候間、本銀行は再四研究の末、一面國民政府より兌換券條例の公布方を申請し、並に即時鈎部より各稅收機關各種官營事業に通令被成下、その凡ての收入には均しく本銀行の兌換券を用ふべき様申請し、一面本銀行より兌換券見本を各機關各商工團體に發して參照に備へしめ、並に同

時に廣告の方法を以つて之を報端に掲載し、衆をして悉くその旨を曉らしめんと存居候。何卒鈞部に於て發行の初には應に大信を樹つべきものなることを御考察被下、右申請を御認可被成下、即時各方へ通令を發し被下候はゞ、國に於いても民に於いても交々其益を受くべく候。別に國民政府總司令部へも申請仕候は勿論、なほ右兌換券條例上奏書を添附し御鑑査の上御施行相成様申請仕候也。云々。

並びに條例草案一部、部に届けられ候。抑々中央銀行は國家の銀行に係り、準備金既に十分なれば、發行する所の兌換券は自ら應に現金と一律に行使し、廣く流通せしむべしと存ぜられ候間、條例が國民政府の公布を俟ちて、并に各方へ夫々函・沓を發して令行せしむるは勿論、之を沓文を以つて貴政府に請ひ御取調の上御通用被成下度、并に御管下に通筋して一様に左様御通知被成下候はば、甚だ難有存候。

註

△中央券 中央銀行兌換券。△行長 銀行の長、總裁といふに當るべし。△本行 本銀行。△擬具 草案の作成を試みる。△繳納 納入する。△公款 官金。△伊始 此に始り。始まつたばかりで。△職行 公私の銀行。△鈞部 貴財政部。△様券 見本の兌換券。△發諸報端 新聞紙の端に

此旨を掲載する。△俾………をして。△清摺……上奏文、△十足……十分。△至叔公誦……用語解を見よ。

## 十五 江蘇省黨部致各縣縣長函

### 令剷除當地土豪劣紳

逕啓者。查土豪劣紳。乃封建社會之遺物。與帝國主義軍閥買辦階級。同爲本黨革命之對象。彼輩挾持政治上經濟上之勢力。武斷鄉曲。壓迫農工。剝削農工。無所不用其極。凡革命勢力所及之地。務必一律肅清。以解除民衆之痛苦。乃近據各縣同志紛紛電告。謂自清黨運動發生以來。土豪劣紳認爲本黨清除共產分子。卽係放棄農工政策。因而乘機紛起。藉端報復。竟有對本黨忠實同志誣爲共產黨員。意圖傾陷。一若扶助農工。卽爲共產。如此背謬。殊堪痛恨。擁護農工。係本黨根本政策。農工羣衆。乃本黨基本勢力。此次廓清共產。正因其欺騙農工。危害農工政策。而劣紳土豪之壓迫農工剝削農工。與共產份子之欺騙農工。同其罪惡。不肅清共產份子。無以扶植農工。不剷除土豪劣紳。

無以解放農工。嗣後凡非本黨同志而擅行清黨者。即以破壞本黨論。地方行政人員。有附和土豪劣紳。壓迫本黨同志者。即以附逆論。務望貴縣長嚴加制止。不勝盼切之至。此致。

公文程式大全所載。

民國十六七年にかけて全國的に所謂清黨運動——國民黨内より共產分子を悉く除名しようとする右翼の運動——が起つた。所がそのドサクサまぎれに、自分に不利な黨員を共產黨だと誣いて、之を陥れようとする土豪劣紳があつて、實に不埒だからと、その取締方を江蘇省黨部より各縣々長宛に公函を發したのである。

譯

前略御免被下度候。偕て土豪劣紳なる者は乃ち封建社會の遺物にして、帝國主義軍閥や買辦階級と同じく本黨革命の對象物に御座候。彼の徒輩は政治上經濟上の勢力を挾持して郷曲を武斷し、農工を壓迫搾取するにその極を用ひざる所なく、凡そ革命勢力の及ぶ地にては、是非とも一樣に之を肅清し以つて民衆の痛苦を解除すべきものと存候。然るに近頃各縣同志より紛々電告し來る所に據れば、清黨運動發生以來、土豪劣紳は本黨が共產分子を清除したるを以つて即ちこれ農工政策の放

棄に係ると認め、因つて機に乗じて紛起し、端を藉りて報復せんとし、遂に本黨の忠實なる同志に對し、之を誣いて共產黨員と爲し、傾陷を意圖し、一たび若し農工を扶助せば、早速共產黨員と爲し居るとの由に御座候。此の如き背謬、殊に痛恨に堪へず候。農工の擁護は本黨の根本政策に係り、農工群衆こそ即ち本黨の基本勢力に有之候。今般の共產黨廓清は正に其が農工を欺瞞し、農工政策を危害せるに因れる者にして、劣紳土豪の農工壓迫・農工搾取と共產分子の農工欺瞞とは其の罪惡を同りする者に御座候。共產分子を肅清せずんば以つて農工を扶植するに由なく、土豪劣紳を排除せずんば以つて農工を解放するを得ざるべく候。自後、凡そ本黨同志に非ずして擅に清黨を行ふ者は、直ちに本黨破壞罪を以つて論ずべく、地方の行政者にして土豪劣紳に附和し本黨同志を壓迫する者は、直ちに附逆罪を以つて論ずべく候。必ずともに貴縣長より嚴重に制止を加へられんことを望む次第に御座候。盼切の至に勝へず候。敬具。

註

△逕啓者〓直ちに啓すれば、即ち前略御免被下度候の意。△買辦〓外國語に通じた中國人にして外國商人に雇はれて賣買の仲介をなしてをるものをいふ。所謂 Compadore (英語に非ず、西班牙語 Compar [買手]より來たものといはれてゐるが、詳かでない。)である。△傾陷〓陥れる。

## 十六 特派江蘇交涉公署復村上岡本律師函

爲日人請入中國籍之函覆

逕啓者。前准來函。以日本人飯村清海立與中國人李玉山爲養子。聲請准其取得中國國籍等由。並附呈文暨養子合同各一件到署。卽經呈請國民政府外交部核示在案。茲奉國民政府外交部指令內開。仰卽查明該日人如屬品行端正。確係中國人養子。應准所請。並飭其具備願書及保證書呈部。聽候發給執照等因。用特函達。卽希轉知遵照辦理爲荷。

公文程式大全所載。

日本人某が村上・岡本兩辯護士を介して中國に歸化せんことを願出たるに對する交渉公署の返事である。交渉公署といふのは外交部より各省及び各商埠地に特派せられ其地方の外交事務を掌管した役所で、今は無い。

譯

前略御免被下度候。偕て先般御來函によれば日本人飯村清海を中國人李玉山の養子に立てるた

め、その中國國藉取得の認可を願出、呈文及び養子契約書各一通相添へ署に御差出有之候間、早速國民政府に呈文を以つて御認可を申請致居候處、今般國民政府外交部より左の如き指令を受申候。曰く、「直ちに該日本人を調査し、もしも品行端正に屬し確に中國人の養子に保れば、まさにその申請を認可し、並にそれをして願書及び保證書を具備して部に呈請せしめ、執照の下付を候つべし。」依つて特函を以つて御通知仕候。直ちに右御傳言相成、左様御取計被下候へば幸甚に御座候。

註

△律師∥辯護士。△合同∥契約書。△即經∥直ちに。△發給∥下付する。△執照∥免狀。

## 十七 北平市教育局長呈市政府文

### 教育經費應由營業稅項下撥充

案據市立小學校校長會代表馬文鼎等呈稱、「竊北平市教育經費，向由崇文門稅收項下按月撥付，自本年一月，崇關撤消，教育經費，根本無着，數月來東挪西借，迄未確定根本辦法，長此以往，則平市教育，危險萬狀，數萬兒童，失學堪虞。茲者本市自裁釐

以後、財政狀況、入不敷出、乃開徵營業稅、以資抵補、查平市教育費、原由崇關按月撥給、本市營業稅既爲抵補地方收入之不足而設、則本市教育費、應由本市營業稅項下、繼續撥發、似無疑義。復查全國各地教育經費、均由各地稅收專款開支、國民會議、亦經決議在案、則北平教育經費、應由北平營業稅項下撥付、更無煩言、值茲款欸無着、羣情惶恐、校長等日夜焦思、熟籌再四、惟有呈請鈞局、轉呈市政府、准予就平市營業稅項下、將本市教育經費、按月撥給、以資抵補、實爲公便、等情到局、查平市教育無着、羣情惶恐、確屬實情、該會所稱各節、亦不無理由、據呈前情、理合備文呈請鈞府鑒核、准由本市營業稅收項下、按月撥發中小學教育經費以維教育、實爲公便。謹呈北平市政府、北平市教育局長周學昌。

二十年七月十八日北平晨報。

教育費を營業稅收中より支出せられたき旨の呈文である。

譯

案ずるに市立小學校校長會代表馬文鼎等の呈文に據れば左の如し。

「竊かに思ふに、北平市の教育經費は從來崇文門稅收中より毎月下付せられ居候處、本年一月崇文門關撤廢せられてよりは、教育經費はその根本を失ひ、數月來彼方此方より差繰致居、今に至る迄根本方法確定仕らず、此儘にて行けば、北平市の教育は危險此上なく、數萬の兒童失學の憂有之候。併て今般、本市が釐金稅を廢してより後、その財政狀態は收入よりも、支出多く、依つて新たに營業稅を徵收し以つてその補ひをつくる事と相成候。抑々北平市の教育費は原來崇文門關より毎月支給せられ居り、本市營業稅なる者は既に地方收入の不足を補充せんが爲に設けられたるものに有之候間、本市教育費は當然本市營業稅收より繼續的に下付せらるべきは疑義なきに似たるやと存ぜられ候。復、全國各地の教育經費は、均しく各地の稅收專款より支出せられ居り、國民會議も亦既に其旨決議せられ候儀に御座候間、北平市の教育經費は宜しく北平營業稅收中より下付せらるべきは更に煩言を要せずと存候。この教育費の根本確かならず、人心惶恐し、校長等日夜焦慮し熟籌再四せる時に値り、惟貴局に呈請するより外無之、何卒貴局より市政府へ轉呈被成下、北平市營業稅收中より本市教育經費をば毎月御下付相成、以つて補充に資するを得べき様御認可方御取計被下候はゞ、實に公便に御座候。」云々。

右の趣本局に到達致候。抑々北平市の教育費の根本決せず、人心惶恐し居るは確かに實情に有之、

該會の稱する所の各節亦理由なしとせずと存候。據つて前情を呈し、これにより文を備へて貴政府の御認可有之様申請候間、何卒本市營業稅收中より毎月中小學教育經費を御下付相成、以つて教育を維持し被下候はゞ、實に公便に御座候。敬具。

北平市政府御中

北平市教育局長 周 學 昌

註

△撥充 〓 下付して充當せしめる。△竊 〓 竊かに思ふに。上行文に用ふる謙詞。△崇文門 〓 北平内城南東の門。元は稅關がこゝに置かれてあつて出入貨物に稅を課してゐた。△根本無着 〓 根本がぐらぐらして結着する所のないこと。△東挪西借 〓 彼方此方から金の工面をして來ること。挪は移す意。△裁釐 〓 釐金稅を廢止すること。釐金稅とは貨物の内地通過稅である。△入不敷出 〓 收入が支出より少い。△開徵 〓 徵收を開始する。△抵補 〓 補充。△教款 〓 教育經費。△鈎局 〓 貴局、教育局を指していふ。△准予 〓 認可する。

## 尺牘

尺牘とは即ち書簡文の謂である。今日でこそペン字横書に歐文式の句讀——新式標點を施した自由な白話體の書簡文が横行してゐるが、しかし従前尺牘といへば、一種特別な形式のもののみであつた。それは一定の程式に遵ひ、四六駢體式の七難かしい文章で、之を必ず鄭重に楷書或は行書で墨書した。そして將來はいざ知らず、今日も尙ほ、正式の場合には必ず此文語體のものを用ふべきであつて、白話文は一般に避けられてゐる。

舊式尺牘の程式の大體をいへば、(一)某某先生台鑒といふ名宛、(二)久瀾思慕の情を述べ先方の起居を問ひ、(三)敬啓者等の陳啓語を冒頭にして本文に入り、(四)本文終れば專此云々の奉布語を以つて之を結び、(五)敬請台安等の請安語(先方の健康を祝する語)を以つて全文を終り、(六)其下に弟某某謹啓等と自分の姓名を記し、更に其下に月日を書く。

(一)の名宛の敬語は昔は先方の身分職業に應じて、非常に嚴格に分別して使はねばならなかつたが、民國以後急に簡單になり、大人老爺等の如き所謂封建的な尊稱は之を全廢するといつた令まで

發せられた位で、今日では特別なのを除き大抵男に對しては先生、女には女士を一律に使用して差支ないのである。親密の意を表はす場合には仁兄、吾姉などもする。これが目上の人だと、例へば父母に對しては母親大人といひ、教師に對しては夫子大人といふ。相手が店舗であれば某某寶號とせねばならぬ。次に其下に附ける書奉語も先方の身分職業性別により色々使ひ分けねばならぬ。即ち普通の友人同輩だと台鑒、台覽、惠鑒、雅鑒、偉鑒、大鑒、青覽、青際、執事、閣下、足下、或は如晤、如見、如面、如握等を用ひ、上官尊長に對しては鈞鑒、助鑒、鈞覽、鈞管、賜鈞、尊前、左右、侍右等を用ひ、又父母に向つては膝前、膝下といひ、教師に對しては函丈といひ、又軍界には麾下、政界には節下、座下等を用ひる。女の場合には粧次、奩次、芳鑒等を用ひ、卑幼者に對しては收覽、收閱、知之、知悉、入覽等を用ひ、又先方服喪中の時は苦次、禮次等の字様を用ひるのである。それから宛名には諱を用ひては失禮に當る。必ず號か字、或は姓を用ひる。勿論特に親しい間はこの限りでない。

(二)の思慕久瀾の情を述べ先方の起居を問ふ起首語には大抵四六駢體文の套語が連ねられるのが普通であるが、近來は之を省略してすぐ本文に入ることが段々多くなつて來た。それらの言葉は流石に非常に洗練され且つ非常に豊富である。茲には唯その數例を擧ぐるに止める。「久未奉教。懷

想爲勞。」言念<sup>コトヲ</sup>故人。形神飛越。」「一日三秋。渴塵萬斛。」「何時覲面。得慰<sup>レ</sup>素心。」「久違<sup>ニ</sup>芝宇。時系<sup>ニ</sup>叟思。」「思<sup>ニ</sup>慕高風。神情渴注。」「(以上思慕)閩潭多福。百事聲宜。」「聲華美滿。德業崇閑。」「興居升吉。福履咸亨。」「(以上起居語)これも亦相手の職業身分性別等により夫々異つた文句を用ひねばならぬ。

(三)の陳啓語も亦色々あるが、普通の場合は敬啓者が最もよく用ひられる。便函には茲啓者、又は單に啓者でよく、前略といふのに當るものに逕啓者といふのもある。又尊長に對しては謹稟者、敬稟者、上官に對しては敬肅者を用ひる。或は依頼状の場合であると懇啓者、茲懇者、茲託者等となし、喪中の場合は哀啓者、泣啓者となし、又返事の場合には覆啓者等とせねばならぬ。

(四)の奉布語としては專此奉布、專此布悃、尙此奉懇、手此佈達、專此佈臆等、之にも色々その場合によつて種類があるが、要するに「先づは……迄」に當る結尾語に外ならぬ。

(五)の請安語としては、同輩には「敬候佳祉」、「順頌台安」、「即頌近祺」、「順候起居」、「並候近安」等を用ひ、尊長に對しては「敬頌近福」、「敬叩崇祺」、「恭頌福綏」といひ、又先方の職業により文人に對しては文安、文祺、商人に對しては財安、財祉を用ひ、時日によつて春安、暑安、爐安

等を用ひ、又婦人に對しては淑安、寔安、坤社等と使ひわける。

(六)の頓首語には啓、手啓、手上、謹啓、頓首、拜、鞠躬、叩首等がある。

所で尺牘文中に於いて先方の事を言ふ場合には、行を改めて字を一格又は二格上げるのが正式である。例へば「昨承寵召」「頃奉手札」「奉請台駕」等の場合、寵召(御招待の意)、手札(御手紙の意)、台駕(御車の意)は何れも先方に對する敬語であるから、之を以つて改行擡頭せしめなければならぬ。之に反して事已れに關する稱號は字を小さくして行中の右に片寄せて記す。弟、敵人、敵處、其他自己の名稱等皆然りである。尤も近來、殊に親しい間柄で此等の習慣は無視される場合が多く、いづれは次第に失くなることであらう。

用箋は八行紙と名付る八行紅野の模様なき紙が正式であるが、喪中の者は藍野の紙を、結婚には紅紙を、訃報等には黄紙を用ひる。

封筒は模様のついたものか、或は中央に紅色を施したもの(近來は簡單に二本紅野を劃したものが多い)を用ひるが、これも喪中の場合は藍野のものを使用せねばならない。その書式は右の行に北平市米市大街某號と先方の地名を記し、中央の行に宛名を某某先生台鑒と書き(右行より肩を上げるのが普通だが、同じ肩にしても又肩を下けても差支ない。)左の行には少し小さな字で某地某職

(謹緘、拜寄)などと己が住所と名前を記すが、封筒上には名前を省いて某宅、某緘等とすることも多い。封筒の裏には上下の封じ目に夫々固封等と書し、中央の封じ目に月日を記す。

葉書の書式も以上と別段の變りはなくもつと簡單なだけである。たゞ葉書の場合には台啓・謹緘とせずに台收・拜寄等の字面を使用せねばならない。

以上が大體現行の文語體尺牘文の書式であるが、白話體のそれが時と共に盛んに流行するやうになつてから、前者の形式も益々打破されて來る傾向があるのは免れない。今茲には新舊取混ぜて例を擧げることにした。

## 一

某柔仁兄閣下。久疏通訊。良以塵俗無可述告。忝在

深知。必能原心略迹也。比維

台候増勝。

潭第多綏。定如所頌。弟此間僑寄。久擬言歸。無奈俗務絆牽。以致行期屢改。大約

今歳又不能回里。而一敘闊懷。吾

兄近狀如何。至爲系念。尙希便中

賜示。以慰拳拳。專此奉候。敬請

台安。

弟某某謹啓 月 日

現代分類尺牘大全（上海廣益書局發行）所載。

久しく無沙汰した友人に對する手紙である。

訓

某某仁兄閣下。久しく通訊を疏にせしは、良に塵俗述告すべき無きを以つてなり。忝くも深知に在りては、必ずや能く心を原ね迹を略せん。比維ふに台候勝を増し、潭第綏多く、定めて頌する所の如くならん。弟此間に儲寄し、久しく言歸を擬するも、無奈俗務に絆牽せられ、以つて行期屢屢改むることを致せり。大約今歳又里に回りにて闊懷を一敘すること能はず。吾兄近狀如何、至つて系念を爲す。尙希くは便中示を賜ひ以つて拳々を慰めんことを。此を専らにして奉候し、敬んで台安を請ふ。弟某某謹みて啓す。

譯

拜啓、久しく御無音に打過し申候、實は塵俗の身とて取立てて何の申上ぐべき事も無かりし故に御座候、日頃親しき間柄なるに免じて何卒不惡御諒察願上候。御許様には其後一層御健勝、御尊家御一同様に於せられてもさぞかし御多祥の段と拜察、御祝詞申上候。偕て小生儀久しく當地に逗留罷在、兼々歸郷致し度きものと存居候處、生憎俗務の爲めに絆られてずらくに延期を重ね、多分今年も又歸郷拜顔かなふ間敷候。御許様の御近況如何に御座候や。頗る懸念致居候間、何卒御暇の節御手簡賜り候はば難有存候。先は取敢へず御伺ひまで。敬具。

註

△深知〓親しい知己の間柄。△原心略迹〓心迹を原略する、即ち私の心中を充分お察し下されるの意。△台候〓御機嫌。△潭第〓御尊家。弟は邸に同じ。△橋寄〓商用で他地に在ること。△言歸〓ココニ歸ルと訓む。△一敍闊懷〓久闊の情を敍ぶること。△便中〓お暇の折は。△賜示〓お手紙を下さい。△拳拳〓懇至の意。△專此奉候〓先づは御伺ひまで。專此はまた此とも書く。

某某仁兄左右。昨承

枉顧。失迓至歉。今晨造

府。又值

公出未晤。彼此參商。緣慳已極。弟本擬今晚再行趨候。嗣因爲時已遲。且恐

尊務繁劇。無暇談話。又未免虛此一行。茲特敬訂於星期日下午三時。乞

駕臨某某茶社一敘。以便奉

教爲荷。專泐敬請

台安。并盼

惠復

現代分類尺牘大全所載。

友人を茶館に招く文である。

訓

昨は枉顧を承り、迓を失ひ至つて歉なり。今晨府に造りしに、又公の出づるに値ひて未だ晤せず。

尺

牘

某某謹啓

月

日

彼此參と商との如く、縁慳なること極れり。弟本今晚再び趨候せんと擬したるも、嗣いで時已に遅く、且つ尊務繁劇にして談話の暇無からんかと、恐れしに因爲、又未免此一行を虚ふせり。茲に特に敬んで星期日下午三時を訂め、乞ふ駕して某某茶社に臨みて一敘し、以つて教を奉ずるに便なれば荷と爲す。専ら泐して敬んで、台安を請ひ、並に惠復を望む。

## 譯

昨日御來駕被下候處、小生生憎不在中にて誠に残念の至に存候。今朝御宅へ參上仕候處、貴兄又御外出被遊、面晤する能はず、如何なれば斯くまで御互に參商の如く縁少きかと嘆じ申候。小生實は今晚再び參上致す筈の處、時刻既に遅く、且つ尊堂には御仕事御多忙にして談話の御暇も無かるべきかと拜察、又是非なく參上を見合せし次第に御座候。就はて來る日曜日午後三時某某茶社へ御臨駕願ひ、御話を伺ふを得ば有難存候。並びに御返事待上候。敬具。

## 註

△枉顧まがみ|| お出でいでなかつたが留守中で會へなかつた。△失迎しやうげい|| 迎は迎に同じ。留守中でお出迎へ出来なかつた。△至歉ししげん|| 非常に残念である。△造府ぞうふ|| 貴方のお邸に至る。△彼此たがひ|| お互に。△參商さんじやう|| 參と商との如く。參・商は何れも星の名で各々天の東西に在つて相見ることつひに無い。之を以つて

人の久しく相見ざるに喩へたのである。△縁慳△縁が頗る薄いこと。△未免△是非なく。△虚此一行△見合はせた。△星期日△日曜日。△一敍△閑談する。△奉教△お話を承はる。△専此△専此、此此に同じ。泐は蓋し勸の假借にして刻識の意である。△并盼惠復△御返事鶴首仕候。

因みに此外、尙最も普通に行はるる請帖の形式として次の如きものがある。これは印刷したものを文房具店に賣つてゐるので、必要な月日時間場所姓名を記入して封筒に入れて出せばよい。

謹占一月廿日(星期四)下午六點潔樽候

光

某某拜訂

席設東安外大街路北東興樓

此意味は「一月廿日(木曜日)午後六時一獻差上度候に付、何卒東安門外大街北側の東興樓迄御來駕の榮を賜はり度候。」といふのである。星期、四は禮拜、四ともいひ木曜日である。下午六點は午後六時としてもよく、又下午六句としてもよい。潔樽は潔觴としても同じで、酒肴の用意を具へて、

といふ意である。候、光、（御光臨を待つ）も候、教、（御示教を待つ）としてよく、拜、訂、を謹、訂、に代へてもよろしい。左は宴会を行ふ料亭であつて、北平の東安門大街の北側にある東興樓といふ有名な飯莊を示したものである。使の者が此の招待状を持つて來て返事を求めた場合には、自分の姓の下に、出席の場合には「敬陪」と記し、不參の場合には「敬謝」と記す。

三

某某先生台鑒。昨承

寵召。末座忝陪。飽飫

盛筵。暢聆

雅教。感荷感荷。惟諸君子飛觸豪飲。弟則小飲即醉。是以未能終席。遂即言歸。悵

歉之情。匪言可喻。想

知我者當能諒我也。席間承

示某君之事。明後當致函探詢。俟得復言。即行馳告。知關

台注。先以附聞。手此奉布。並鳴謝忱。即頌

近祉。

弟某某謹啓

月 日

通俗新尺牘（上海商務印書館發行）所載。

昨日宴會の主人に對する謝禮の手紙。

訓

昨は寵召きよのかしよまじを承け、末座に陪するを忝かたじけなくうし、盛宴に飽飫あふし、暢はなはだ雅教うたがへを聆きかひ、感荷あつかは々々。惟諸君子は飛觴豪飲、弟は則ち小飲即ち酔ふ。是を以つて席を終ふる能はず、遂に即ち言ことに歸れり。恨歎うらみの響こゝろ、言の喩たとふべきに匪あらず。想ふに我を知る者、當に能く我を諒とすべき也。席間某君の事を承示せらる。明後當に函を致して探詢し、復言を得て即ち馳告を行ふを俟たるべし。知台注あまたに關す、先づ以つて附して聞す。此を手して奉布し、並びに謝忱を鳴らし、即ち近祉を頌す。

譯

昨日は御招待を蒙り、鄭重なる御饗應にあづかり誠に難有存候。但し諸君は何れ劣らぬ酒豪なるに反し、小生は至つて無調法にて、終り迄陪席する能はず、中途より歸宅仕候段、實に残念形容す

べき言葉も御座無く、何卒御諒察願上候。席上某君の事に就き御下問を蒙り候が、明後日必ず書面を以て問合せ候上にて御返事可仕候。先づは取敢へず右御一報旁々、厚く御禮申上る次第に御座候。敬具。

註

△暢聆雅教 充分に御教の言葉を伺つた意。△感荷 爲荷に同じ。△知我者 知己、即ち先方を指している。故に改行する。△承示 承示をお尋ねになる。△馳告 取敢へずお知らせする。△知關台注 貴君のお知りあひ。△謝忱 謝意。

四

某某我兄知己。相契苦岑。多蒙

獎飾。遠暎

芝宇。時系懷思。辰維

興會高攀。

起居清邕。引覘

喬采。彌切頌私。弟近況如恆。無甚可告。惟是清閒無俚。每自尋排遣之方。則與二三友人。不時互相過從。或清談而煮茗。或覓醉而啣杯。雖正事未敢拋荒。而餘暇頗多興趣。日來僭。某君各自分攝一影。尙能傳神阿堵。除留存外。茲以茲一枚爲贈。付諸郵寄。至請

惠存。蓋吾兩人素屬知交。性情莫逆。一自西歸東鑠。覲面爲慳。爲擬藉此形神。卽冀置諸

左右。或卽爪泥之記念。弗嫌面目之可憎。幸何如也。鱗鴻有便。尙祈惠我復音。是所盼禱。專此順請。

近安。不一。

小弟 某某謹啓

交際尺牘大全（上海大東書局印行）所載。

友人に寫眞を贈る文である。

訓

某某我兄知己。相契の苔岑こもだちとして、多く獎飾を蒙る。遠く芝字たがに睽たがひ、時々懷思をかを系かく。辰このころる維ち

ふに、與會高く擧げ、起居清閑ならん。番采を引覘して、彌切に頌私す。弟の近況は恆の如く、甚の告ぐ可き無し。惟是清閑無俚、毎に自ら排遣の方を尋め、則ち二三の友人と共に不時互に相過從しては、或は清談して茗を煮、或は酔を覚めて杯を啣み、正事は未だ敢へて抛荒せずと雖も、而も餘暇頗る興趣多し、日來某君と偕に各自分つて一影を攝りしに、尙能く傳神の阿堵たり。留存を除く外、玆に一枚を以つて贈と爲し、諸を郵寄に付し、惠存を請ふに至れり。蓋し吾ら兩人は素より知交に屬し、性情莫逆なるも、一に自ら西鱗東鱗、覲面慳と爲す。爲めに此の形神を藉りて、即ち翼くば諸を左右に置き、或は即ち爪泥の記念とせんと擬す。面目の憎む可きを嫌はずんば、幸何ぞ如かんや。鱗鴻便あらば、尙祈る我に復音を惠まれんことを。是れ盼禱する所、此を専らにして順つて近安を請ふ不一。

小弟某某謹んで啓す。

譯

拜啓。兼々御引立を蒙り誠に難有存候。遠く相隔て久しく拜顔かなはず、兼々より貴君の事を懐ひ居候が、さぞかし御機嫌麗しく御起居被遊候事と拜察、遙かに御相貌を思ひ、誠に御同慶の至に存候。降而小生は近況不相變にて何の申上べき事も御座無く候。唯々閑暇無聊に候まゝ、常に自ら消閑の法を求めては、二三の友人とよく互に連立ちて、茶を飲み酒を酌みて遊び、本業こそ未だ抛

棄仕らね、餘暇は頗る興趣多く候。偕て先日は某君と共に各自別々に寫眞一枚づつ撮り申候處、些か好く撮れ候に付、自分にも留存致候外、茲に一枚をば郵便にて御送付申上候間、何卒御笑納被下度候。蓋し吾等兩人は兼々より知交にて性情莫逆に御座候へ共、一向に相會の御縁少く誠に遺憾に存候間、何卒此寫眞を假りて之をば御手元に差上げ、往日の記念と致し度、顔立の憎らしきを御嫌ひ無くば幸此事に候。萬一御暇の節は何卒御返事御恵み被下度、切に奉待上候。先づは御近況御伺ひ迄。不一。

註

△照片〓寫眞。△苔岑〓同志の友の意。郭璞が溫嶠に贈つた詩に、「人亦有言。松竹有林。及爾臭味。異苔同岑。」といへるに本づく。△獎飾〓引立ててやること。△睽〓違。△芝字〓麗しき眉目の意。唐の元德秀は字を紫芝といひ、非常な美男であつた。房瑄は彼を見る毎に「紫芝の眉字を見れば、人の名利の心をして都て盡さしむ」と歎じたといふ話が唐書本傳に見える。由つて尺牘によく芝字、或は芝采、芝儀、芝徽、芝暉等の字様を以て先方の面貌を表はす。△鬯〓暢に同じ。さかんなること。△引覘喬采〓恭しく御姿を思ひ浮べること。引は退く意。覘は窺伺の意。喬は瑞と同意。喬采は尺牘中又喬雲、喬光等と同意に用ひられる。△頌私〓その美を頌して之を私するこ

と。また頌露と同じ。△無甚可告ニ甚は何に同じ。△無俚ニ無聊。△排遣ニ消遣、即ち娛樂消閑の意。△茗ニ茶の芽をいふ。△正事ニ正業。きまつた仕事。△阿堵ニ品物の意。△惠存ニ御笑納の意。△莫逆ニ同心相契ること。△西鶻東鯨ニ爾雅に「東方有ニ比目魚ニ焉。不比不行。其名謂ニ之鯨一。南方有ニ比翼鳥ニ焉。不比不飛。其名謂ニ之鶻一。」とあり。又上官儀の文に「江茆部黍。歲時鱗萃。東鯨西鶻。日月波屬。」とあり。後世之に因つて伉儷の篤きに喩へる。但しこゝでは兩地相離れたる意に用ひてある。△覲面ニ見面。△慳ニ吝。△左右ニお手元。△爪泥ニ蘇軾の詩に「人生到處知何似。應レ似ニ飛鴻踏ニ雪泥一。泥上偶然留ニ爪印一。鴻飛那復計ニ東西一。」とあり。即ち往事の痕跡を喩へたのである。△鱗鴻ニ鱗は魚なり、鴻は雁なり、魚書・雁足といつて何れも書札のことである。

## 五

某某仁兄閣下。遠道懷レ人。

好音送レ喜。欣悉某月某日。爲ニ吾

兄合番佳辰一。恭維

慶レ治ニ良緣一。

歡<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>嘉禮<sub>一</sub>。

人間<sub>二</sub>二妙<sub>一</sub>。諧好合<sub>二</sub>於百年<sub>一</sub>。

天上<sub>二</sub>雙星<sub>一</sub>。符昌期<sub>二</sub>於五世<sub>一</sub>。引<sub>二</sub>瞻<sub>一</sub>

吉曜<sub>一</sub>。欣頌<sub>二</sub>奚如<sub>一</sub>。弟遠隔<sub>二</sub>一方<sub>一</sub>。未<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>趨賀<sub>一</sub>。下懷<sub>二</sub>歎悵<sub>一</sub>。莫<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>名言<sub>一</sub>。茲特附<sub>二</sub>呈菲敬一函<sub>一</sub>。

即<sub>レ</sub>乞<sub>二</sub>

晒存<sub>二</sub>是荷<sub>一</sub>。專<sub>レ</sub>此敬賀<sub>二</sub>

大禧<sub>一</sub>。並請<sub>二</sub>

台安<sub>一</sub>。

現代分類尺牘大全所載。

友人の結婚を慶賀する文である。

譯

拜啓。兼々遙かに貴兄を忍び居り候處、承る所によれば、貴兄には某月某日御結婚の御佳典行はせらるる由、大慶此事に御座候。誠に又となく結構なる御似合の御二方が、幾千代かけて妹背の契

弟 某某

謹啓 月 日

りを結ばせられ候儀、此より喜ばしき御事御座無くと存候。偕て小生儀何しる遠地に罷在候事とて、自ら御祝詞申上る事かなはず、誠に誠に残念に候。就ては茲に粗品一函を差添へ呈上仕候間、何卒御笑納被下候はば幸甚に御座候。先づは取敢へず御祝詞まで、併せて御健康祈上候。敬具。

註

引贍吉曜〓恭しく吉日を仰ぎ見て。△非敬〓粗末なる贈り物。△晒存〓御笑納。

六

覆啓者。奉十月廿六日

大片。苟悉。承

索圖書彙報。現已另郵寄本一本。到乞

管收。爲蒙

惠歎。請向郵局購國際匯票。寄來 International Money Order。即可收到。至日金價值早晚漲落不同。現在市價與中國銀元多寡相差無幾。手此布復。順頌。

時綏。

上海商務印書館發行所通訊現購處 謹啓

民國十六年十一月三日

日本より中國の書店に宛てて圖書目錄を請求し、且中國への送金法の問合せたる端書に對する書店よりの返事。

譯

拜復。十月廿六日付御端書敬んで拜讀、御申越の圖書彙報一部、既に別便にて御手許迄郵込仕候間、何卒御受納被下度候。若し御送金の節は、何卒郵便局にて國際爲替 International Money Order を御購ひの上御送付相成度候。日本金の價值に就きては朝晩騰落ありて同じからず候へ共、現在の相場にては中國の銀元とその額殆ど幾何も相違し居らず候。先は右御返事迄、併せて御健康祈上候。敬具。

註

△大片（インシレンビエシ）先方の端書（明信片）を指していふ。大は敬語である、△敬悉（ケイシツ）敬んで拜讀せり。△承索圖書彙報（インシレンビエシ）圖書目錄を欲しいとの御申越を承つて。△如蒙惠款（ニホヒタカ）若し御送金を蒙らば。△國際匯票（インシレンビエシ）國際爲替。△早晩漲落不同（インシレンビエシ）朝に晩に相場の騰貴下落があつて同じでない。△市價（インシレンビエシ）相場。△與

中國銀元多寡差無幾。日本金の圓は中國の元とその類はいくらも差なく、かつくである。△手此布復々右御返事迄。△順頌時綏。併せて時候御見舞申上候。△商務印書館。中國最大の書店の名。△通訊現購處。通信販賣部。

七

茲由某某君介紹。定閱

貴店出版之文學週報。○年各○份。自第○期起至第○期止。按期寄至後開地點。奉上洋

○元○角○分。請察收。此上

開明書店台照。

定報人某某

定報人住址 某處

或人の紹介によつて雜誌購讀豫約を申込み文である。

譯

今般某君の御紹介により貴店御出版の文學週報を○年間○部宛豫約致し度候に付、第○號より第

○號まで引續き後記の處宛御送付被下成、金〇元〇角〇分御送付致候間、何卒御查收相成度候。

開明書店御中

豫約者住所 某處

豫約者 某某

註

△定閱||豫約購讀する。△自……起り||……より。△至……止||……まで。△按期||期を按じて。  
即ち每號引續き。△後開||後に記す。△奉上||御送付する。△洋||大洋の銀貨、△察收||調べだ上  
にて受領する。△此上||ここにたまつる此致と同じ。

八

某某先生台鑒。敬肅者、遠違

蘭教。時切ニ葭思。際ニ鳳紀之更新。仰ニ

鴻儀ニ而誌賀。恭維

履端集慶。

尺 牘

首祚凝<sub>レ</sub>釐。

挹<sub>レ</sub>函夏之和風。

椒盤啓<sub>レ</sub>瑞。

納<sub>レ</sub>陽春之麗日。

花勝徵<sub>レ</sub>祥。翹企

喬雲。心傾頌露。某駒光虛擲。馬齒頻增。徒滋<sub>レ</sub>益歲之慚。空有<sub>レ</sub>迎年之樂。以視

報事宜春納<sub>レ</sub>福。相去奚翅<sub>レ</sub>天淵。引<sub>レ</sub>詹遠道之

芝暉。聊<sub>レ</sub>狐<sub>レ</sub>俚詞以蕪簡。尚<sub>レ</sub>肅奉<sub>レ</sub>賀

新禧。祇請<sub>レ</sub>

台安。統希<sub>レ</sub>

愛照。

某某謹肅

交際尺牘大全所載。

新年の賀狀である。

註

△蘭蘭易に「二人同心。其利斷金。同心之言。其臭如蘭。」とあり。氣味相投じたる友人の言をいふ。△霞思霞思詩經秦風蒹葭篇は懷人の作である。由つて霞思と謂ふ。△鳳紀鳳紀鳳は美稱、紀は歳に同じ。つまり目出度き新玉の年の意である。△鴻儀鴻儀大いなる儀表。△履端履端歩曆の端の意。正月のことを履端節ともいふのである。△首祚首祚正月を指す。△釐釐福の意。△函夏函夏大地。△椒盤椒盤正月一日には長幼の次を以つて拜賀し椒酒を進め、立春の日には五辛盤即ち年盤を作ること荆楚歲時記に見える。△花勝花勝綵を剪りて爲れる婦人の飾で、元日に之を造りて相貽ること董勛問答に見える。△喬雲喬雲端雲の意。△頌露頌露その美を頌して之を披露すること。△駒光駒光光陰を謂ふ。史記に「一人生世間。如白駒過隙。」といへるに本づく。△馬齒馬齒戰國策に「苟息牽馬操轡而前曰。璧則猶是也。而馬齒加長矣。」とある。馬の齒は逐年長くなる、由つて歳のことを馬齒といふ。△執事執事猶ほ左右と言ふが如く、直接にその人を言はないのは先方を敬ふ所以である。△宜春宜春立春の日に宜春の二字を書いて門庭楣柱に貼る。これを宜春帳といふと荆楚歲時記に見えてゐる。△相去奚翅天淵相去奚翅天淵相去ること天と淵の如く遠くして而も翅を有たぬ意。△引詹引詹前出。△芝暉芝暉前出の芝字に同じ。△玃玃飛び至る意。△俚詞俚詞野卑なる詞。△蕪簡蕪簡亂雜なる手紙。△耑耑専ら。

△希愛照〓御愛自を祈る。

尙ほもつと簡単な年賀状として普通行はれてゐるものは次の形式である。紅色の紙に金又は黒文字で刷つたのがよいが、萬事簡便になつた今日では白紙に赤字で書いてもかまはない。正しくは封筒に入るべきであるが葉書も近頃は多い。

恭賀  
新禧

某某鞠躬

癸酉元旦

北平米市大街四五號

左は自己の住所である。

## 九

蘇曼殊全集第一卷（柳亞子編）よりその書札一通を採る。蘇玄瑛（一八八四—一九一八）字は子毅。曼殊といふのはその僧號である。父も母も共に純粹な日本人で、東京に生れ、始め名は宗之助といつたが、其の亡後、五歳にして蘇某といふ廣東商人の義子となつてより、つひに數奇を極めた三十五年の一生を送つた。人と爲り浪漫的で、バイロンを慕ひ私に自ら比してゐたが、如何にも彼はバイロンにも比すべき稀有の天才といふべく、繪畫に詩文に小説に往くとして佳ならざるはなかつた。生前多くの革命の士と交り、章太炎・劉師培等の推重する所であつたが、今日なほ青年の間に曼殊上人に對する熱烈な崇拜が見られる。「春雨樓頭尺八簫。何時歸看浙江潮。芒鞋破無<sub>二</sub>人識<sub>一</sub>。踏過櫻花第幾橋。」最も人口に膾炙してゐる彼のこの絶句一首を引いてその虚賞に非るを證しておかう。

この手札は一九〇九年四月友人の劉三（申叔）に宛てたもので、曼殊は當時日本の生母の元に歸省中であつた。

季平我兄如見：前去數櫛，妥收未？雪今侍家母旅次逗子海邊，幽巖密箒，甚思昨秋武林之會也。未知吾少病少惱不？海航・達權兩兄，亦久別甚念，或因通書，幸爲我道意。前譯拜輪詩，恨不隨吾兄左右，得聆教益，今蒙末底居士爲我改正，亦幸甚矣。今寄去佗露哆詩一截，望兄更爲點鐵。佗露哆，梵土近代才女也，其詩名已遍播歐美。去歲年甫十九，怨此瑤華，忽焉彫悴，乃譯是篇，寄其妹氏。想兄詩囊必盛，能示我一讀否？餘容續呈。四月廿日燈下。雪拜

賜教。望寄日本東京小石川區高田豐川町三十一（女子大學側）玉名館鄭璠先生轉交雪奠無誤。

釋

季平兄。

拜啓、先達より數度御手紙差上候處、御受納被遊候や。偕て小生儀只今家母と共に逗子海岸に宿泊中に御座候。同地に幽巖あり密竹あり、昨秋武林に於ける貴兄との會面を思はしめ甚だ追憶に堪へず候。貴兄には其後御恙も御座無く候や、御伺ひ申上候。海航・達權の兩兄にも久しく御別れ仕

り甚だ心念致居候間、何卒御序の折御手紙にてなり、小生よりも宜しくと御傳へ被下度御願申上候。  
小生先達バイロンの詩を譯し候へ共、恨むらく貴兄の御許に在らず、親しく貴兄の御叱正を仰ぐこ  
と能はず、遺憾此事に候。幸にも今度末底居士が小生の爲に御改正被下、亦幸甚の事に候ひき。今  
茲にトル・ダットの詩一節を御手許迄御送付申上候間、何卒御添刪煩し度候。トル・ダットは印度  
近代の才女・其詩名は已に歐米に遍く傳り居候。去年僅か年十九にして、怨むらく此瑤華、忽焉と  
して白玉樓中の人とは相成られ候。由つて是篇を譯し、其妹なる人に寄せたるに御座候。貴兄の詩  
囊必ず盛んならん。能く小生に示して一讀せしめらるゝや否や。餘に後便に可讓候。

四月十日燈下にて

雪生

御手紙賜り候節は何卒日本東京小石川區高田豊川町三十一（女子大學側）玉名館鄭潘先生宛にな  
し下さらば、先生より間違なく小生へ御渡し可被下候。

註

△前去數楢〓先日お手紙を數通差上げたの意。楢は賤の古字で、手紙のこと。△妥收未〓残らず御  
入手なされたかどうかどうですか伺ひますの意。妥はすかつりすませる意。△雪〓曼殊また雪麤とも號す。  
△密箆〓密竹。△武林〓杭州の別名。△少病少惱不〓御恙もございませぬかどうかどうですかの意。少は

缺の意。△道意〓宜しくお傳へ下さい。△拜輪〓英國詩人 Byron の音譯。△佗露哆〓 Toru Dutt の音譯。△點鐵〓聞見後錄に「黃魯直稱〓杜老詩。如〓靈丹一粒。點〓鐵成〓金。」とあり、杜甫が故實運用の名人なるをいつたものであるが、後、文字を改竄する意にも之を用ひた。△甫〓はじめて、僅かに、まさに。△瑤華〓美玉の意、トル・ダットに比したるもの。△彫悴〓彫落すること、死亡すること。

## 十

## 梁胡二氏往復文件

胡適と梁漱冥の二氏が往復した文書三通を胡適文存二集の中から探つてみる。第一通は梁氏より胡適氏宛てたもので、梁氏の著「東西文化及其哲學」(民國十一年一月上海商務印書館發行)に對する胡氏の批評文(讀書雜誌に載る。今胡適文存二集に收めらる。)に對する手紙で、その皮肉のあまりに辛辣に過ぎたのを難じたものである。第二は胡氏の返事で之を謝し且つ梁氏のあまりに生真面目に過ぎることの雅度に非ざる點に言及してゐる。第三信では梁氏之を認めて謝してゐる。白話文學提唱者としての胡氏の文語體尺牘は珍しく、しかし流石に隨處に白話が混へられてゐる點を見

るべきである。

胡梁二氏共に現代著名の學者で共に嘗つて北京大學教授であつた。胡氏に就いては後で述べるが、梁氏は久しく村治主義を唱へて農村運動にたづさはつてゐる人である。

(一) 梁漱冥與胡適書

頃奉手示、並讀書雜誌見教一文、敬誦悉。往者此書出版會奉一冊請正、未見誨答。茲承批評、敢不拜嘉？獨惜限於篇幅、指示猶嫌疏略、於漱冥論文化轉變處、未能剴切相誨、倘更辱評論其致誤之由、而曲喻其所未達、則蒙益者、寧獨一漱冥乎？至尊文間或語近刻薄、頗失雅度；原無嫌怨、曷爲如此。願覆省之。……………恩復適之先生。

漱冥手復。四月一日

譯

只今御手紙を拜受、並に讀書雜誌紙上御示教の一文敬んで拜讀仕候。先に此書出版の節御手元へ一冊御送り御叱正願上候へ共、未だ御示教を見ざりし處、令般御批評を承け申候段、誠に難存

候。たゞ篇幅に限られ、御指示猶疎略を免れざりしやと拜察、拙者が文化の轉變を論じ居る點に就き、未だ割切なる御示教を得ざりしを残念に存候。若し更にその誤を致せる由を御評論被下、その未だ達せざる點を曲さに御諭し被下候はば、益を蒙る者は寧ろ獨り拙者のみに止まらじと存候。御文中、間々或は語刻薄に近く、頗る雅度を失ひ居る様見受けられ候が、もと嫌怨として無きに、何故此の如き事爲し給ふにや。何卒御反省願上候……………右取敢へず御返事迄。敬具。

四月一日

漱冥

適之先生。

註

△請正 是正を請ふ。△刻薄 皮肉の辛辣を極むること。△恩 忽の本字。

(二) 胡適答復梁漱冥書

漱冥先生：

頃奉手書、有云、「尊文間或語近刻薄、頗失雅度、原無嫌怨、曷爲如此？」

「嫌怨」一語未免言重、使人當不起。至於刻薄之教、則深中適作文之病。然亦非有

意爲刻薄也。適每謂吾國散文中最缺乏詼諧風味，而最多板板面孔說規矩話。因此，適作文往往喜歡在極莊重的題目上說一兩句滑稽話，有時不覺流爲輕薄，有時流爲刻薄。在辯論之文中，雖有時亦因此而增如效力，然亦往往因此挑起反感。如此文自信對於先生毫無惡意，而筆鋒所至，竟蹈刻薄之習，至惹起先生「嫌怨」之疑，敢不自省乎？

得來示後，又覆檢此文，疑先生所謂刻薄，大概是指「一條線」「閉眼」等等字樣。此等處皆撫拾大著中語，隨手用來爲反駁之具，誠近於刻薄。然此等等實亦關於吾二人性情上之不同。適頗近於玩世，而先生則屢自言凡事「認真」。以凡事「認真」之人，讀玩世滑稽之言，宜其扞格不入者多矣。如此文中，「宋學是從中古宗教裏滾出來的」一個「滾」字，在我則爲行文時之偶然玩意不恭，而在先生，必視爲輕薄矣。又如文中兩次用「化外」，此在我不過是隨手拈來的一個 *Par*，未嘗不可涉筆成趣，而在「認真」如先生者，或竟以爲有意刻薄矣。輕薄與刻薄固非雅度，然凡事太認真亦非汪汪雅度也。如那年第三院之送別會，在將散會之際，先生忽發「東方文化是什麼」之問，此一例也。後來先生竟把孟和先生一時戲言筆之於書，以爲此足證大家喜歡說虛僞的話。此又一例也。玩

世的態度固可以流入刻薄，而認真太過，武斷太過，亦往往可以流入刻薄。先生「東西文化」書中，此種因自信太過，或武斷太過，而不覺流爲刻薄的論調，亦復不少，頁一六，頁一六四卽是我個人身受的兩個例。此非反唇相稽也。承先生不棄，懇切相規，故敢以此爲報，亦他山之錯，朋友之誼應爾耳。先生想不以爲罪乎？

.....  
適敬上。十二，四，二。

譯

漱冥先生：

只今御手簡拜受候處、御文中「御文中間、或は語刻薄に近く、頗る雅度を失ひ居る様見受けられ候が、もと嫌怨とて無きに、何故此の如き事爲し給ふにや。」云々と有之候。

「嫌怨」の一語は些か手厳しき御言葉にて誠に相濟まぬ次第と存候へ共、刻薄なりとの御言葉に至つては、深く小生作文の病弊に中り居候。然れ共此亦故意に刻薄を爲せるにも無御座候。小生は兼々、吾國の散文中には最も諷諷の風味缺乏し、平凡な面付で四角ばつた文句を並べ立てること最も多しと存居候間、小生文を作る折は往々極めて莊重なる題目中に一二句の滑稽なる言葉を挟むを

喜び候へば、時に覺えず輕薄に流れ、時に刻薄に流れ申候。辯論の文中、時に亦此に因りて効力を増加する事有之候も、亦往々にして此の爲め反感を挑發する事も有之候。此文の如き、自ら先生に對し毫も惡意なしと信じ居候ひしにも拘らず、筆鋒の至る所、竟に刻薄の習を踏み、先生「嫌怨」の疑を惹起するに至り候事、深く深く自省可仕候。

御來簡拜受の後、又繰返し此文を検し候處、先生の所謂刻薄なるものは大概「一條線」「閉眼」等々の文句ならんかと疑ひ申候。此等の個所は皆御著中の語を撫拾し、勝手に反駁の具として用ひたるものにて、誠に刻薄に近く候。然れ共此等の點も實は亦吾等二人の性情上に關する不同に御座候。小生は頗る玩世に近きに反し、先生は屢々自ら萬事に「眞面目」だと仰せ居られ候。萬事に「眞面目」なる人にして玩世滑稽の言を讀まば、その扞格相容れざるもの多きは當然の事に御座候。たとへば此文中「宋學は中古の宗教中より滾り出たものだ」の「滾」の字は、小生に取つては行文中の偶然なる玩意不恭に御座候へ共、先生に取りては必ずや視て輕薄なりと爲し給ふ可く候。又文中二度まで「化外」なる文句を用ひたるが如き、此は小生に在りては隨意に拈り出した一つの「口」に過ぎず、未だ嘗つて涉筆趣を成すべからずとせず候も、「眞面目」なること先生の如き御仁に在りては、或は竟に之を有意的なる刻薄なりと目し候べし。輕薄と刻薄は固より雅度に非らず。然れ共何

事につけあまりに眞面目に過ぐるも亦汪々たる雅度にては無かるべしと存候。たとへば何年ぞやの第三院の送別會にて、將に散會せんとする際に在りて、先生が突如「東西文化とは何ぞや」の問を發せられしが如き、此の一例に御座候。その後先生は竟に孟和先生が一時の戲言を筆にせられしを捉へて、此れ人々が虚偽の話を言ふを喜ぶことの適證なりと爲され候。此又一例に候。玩世的態度は固より流れて刻薄に入るべく候も、眞面目があまりに過ぎ、武斷あまりに過ぎ候も、亦往々にして流れて刻薄に入るべく候。先生の「東西文化」書中、此種の自ら信ずることあまりに過ぎ、或は武斷あまりに過ぎしが爲、覺えず刻薄なる論調に流れたる點も亦少からず見受けられ候。十六頁、百六十四頁は即ち小生個人が自身受け居る二つの例に御座候。此れ決して唇を反して相稽へし者には無御座候。先生小生を棄て給はず、懇切に相規し被下候間、敢て此を以つて御返事申上候次第に有之、亦他山の石、朋友の誼として當然の事のみ。先生に於れても必ずや御立腹等の儀無之事と愚考仕候。敬具。

十二年四月二日

適

註

△言重〓言葉の嚴に過ぎること。△當不起〓すまぬ。申譯ない。△板板〓平々板々なる。△面孔〓

顔。△規矩話〓眞面目腐つた話。△撫拾〓拾ひ集める。△大著〓御著作、即ち東西文化及其哲學を指す。△隨手〓隨意といふに同じ。△認真〓まじめなこと。△扞格〓相違。△玩意〓たはむれ、慰み。△不恭〓不行儀なこと。△P.H.〓滑稽。△那年〓いつだつたかの。△第三院〓北京大學第三院を指す。△孟和先生〓姓は陶、胡氏の友人にして社會學專攻の學者、やはり嘗つて北京大學の教授であつた。孟和文存の著がある。△筆之於書〓韓愈の原道に「不<sub>三</sub>惟舉<sub>三</sub>之於口<sub>一</sub>。而又筆<sub>三</sub>之於書<sub>一</sub>。」とあり。△大家〓一同の者。△太〓あまりに。△反唇相稽〓漢書に「婦姑不<sub>三</sub>相悅<sub>一</sub>。則反<sub>三</sub>唇而相稽<sub>一</sub>。」とあり。意服せずして相共に計較すること。△他山之錯〓詩・小雅・鶴鳴に「他山之石。可<sub>三</sub>以爲<sub>一</sub>錯。」とあり。錯とは石を礪ぐこと。即ち以つて他人の言に藉りて己の過を攻むることに喩ふ。

(三) 梁漱冥再復胡適書

適之先生：

承教甚媿！早在涵容，猶未自知也。冥邇來服膺陽明，往時態度，深悔之矣。復謝。

順候

起居。

漱冥頓首。四月四日。

譯

御言葉承り甚だ媿ぢ入り申候。早速乍ら御涵容被下候段、猶自ら知らざりしにて候。小生近來陽明に服膺仕り、往時の態度は、深く之を悔い居候。重ねて茲に謝し申候。序乍ら御健康祈上候。敬具。

四月四日

漱冥

## 十一

某某先生：

前個月我到了南昌，承你殷勤招接，一見如故，又屢次設筵款待，累你破費不少，我心裏已經深抱不安，而且南昌這地方，我生平足跡沒有到過，不但是人地生疏，就連市面行情盡是茫然，蒙你不嫌煩瑣，詳細指導，處處介紹，纔能够把貨脫售毫不吃虧，臨來的時候，又蒙你送到船上，戀戀不捨，種種叨擾，不是一謝可以了事的，我只有深名肺腑了。前有來滬的話，幾時可以踐約，請你預先見告，我好掃榻等候啊。某某上言。

商界白話尺牘（上海文明書局印行）所載。

世話になつたことを謝した文である。

譯

拜啓。一ヶ月前私が南昌へ参りました節は、色々と貴兄の御親切なお招きにあづかり、一見舊知の如くもてなして下さいました。そして又、饗宴を開いては御款待下され、貴兄に少からぬ御散財を累はしまして、私心中すでに深くすまないと思つた次第でございます。のみならずこの南昌と申す所は、私これまで一度も行つたことなく、たゞさへ人も地も始めてであるばかりでなく、市場の様子も丸で一向に暗かつたのです。それを貴兄が面倒をいとはず詳細に御指導下され、方々へ御紹介なし下されましたお蔭様で、商品もすつかり賣取くことが出来て毫も損しませんでした。歸ります際には又貴兄にはわざわざ船までお送り下され、しみん、別れを惜しみ、色々とお世話をみて下さいましたこと、ただ有難うと一度申しました位ではとても濟むことではございません。私ほんとに深く肺腑に銘してゐる次第でございます。この前、上海へ來たいとのお話がありました。何時その御約束御實行おできになりますでせうか。何卒豫め御知らせ下さい。私がお宿の用意をととのへて、お待ちするに都合がよいやうにてございます。さようなら。

## 註

△前個月〓一個月前。かういふ場合、一の字は屢々略される。△破費〓自腹を切る。△已經〓既に。△而且〓のみならず。△不但〓番に……なるのみならず。△人地生疏〓初めての地で知人もないこと。△市面〓市場。△行情〓商賣の様子。△能够〓出来る。够は足るの意でまた穀の字と同じ。△脱售〓みんな賣拂ふ。△吃虧〓損をする。△叨擾〓世話する。△了事〓事がすむ。△可以〓出来る。△踐約〓約を踐む。約束を守ること。△掃榻〓宿の用意を備へること。

## 十二

敬啓者、敝店發行新月月刊，出版以來，多蒙

先生熱心訂閲，真是說不出的感激，但是近幾期來，爲了憑着我們的見解和學問，講些直爽的話，便被扣留，不得由郵遞寄，各位定戶沒有知道內情，寫了許多信來責問，我們雖然不願損失，一次兩次三次付郵，但是各位定戶仍是收不到，我們簡直又着急抱歉！最近却有了一個新法子，料想將來總不致再有以前兩種情形發生，三卷八期准

六月一日出版、當天即付郵、如

先生仍未接得、即請快函通知、俾可澈查究竟、幸希

台鑒爲荷、此頌

先生文祺

新月月刊編輯部啓

雜誌社より豫約購讀者に宛てその雜誌の届かぬ事情を通知したるもの。新月は胡適氏等が主となつてやつてゐる雜誌である。

譯

拜啓。敝店儀新月月刊を發行仕り、出版以來、貴下の御熱心なる御愛讀を蒙つてゐますこと、眞に口にもいひ表はせない程の感激でございます。しかるに最近數號以來、私共の見解と學問によつて些か卒直ないひ方をなしましたが爲に、其筋より差押へられ郵便により御送付申上げることが出来なくなつたのですが、豫約御購讀の皆様にはその内情を御存じないので、いろ／＼お手紙を寄越されてお叱り下さいました。で私共では損失をも顧みず、一度二度三度まで郵便に付してみましたけれども、やはり皆様のお手許に届くことは出来なかつたのでございます。私共は全く以つて氣が氣でない上に、残念でなりません。ところで最近うまい新方法が見付かりましたから、多分以後は、

決して再び以前二度経験した如き事態の發生を見るやうなことはあるまいと存じます。第三卷第八號は必ず六月一日に出版する筈でありますから、即日早速御郵送申上げます。萬一貴下がそれでもなほ、まだお受取りになれなかつた場合には、何卒至急書面を以つて其旨御通知下さいませれば、其理由を徹底的に調査する上に助けとなりませう。幸に左様御承知下されば有難い次第でございます。最後に貴下の御健康を祈ります。

新月月刊編輯部

註

△訂閲△定閱に同じ。△説不出的△口に出していひ表はせない程の。△但是△しかし。△爲了△  
……の爲に。△憑着△……に據つて。△講些直爽的話△少々短刀直入的なことを話した。△扣留△  
差押。△定戸△定閱者。△仍是△やはり、依然。△收不到△入手できない。△簡直△全く。△又△  
……又△……である上に又△……だ。△着急△心が焦立つこと。△抱歉△残念に思ふ。△却△と  
ころが。△法子△方法。△料想△大方、多分。△准△必ず。△當天△其日の中に。△俾可澈查究竟△  
△さうして下さればその届かぬ理由を私共の方で徹底的に調べる上に何かと都合がよいの意。篇は  
使と同じく、……せしむの意。その下に我們的二字を補つてよめばよろしい。澈查は徹底的に調べ

ること。中國ではこの場合三水の激を用ひのが普通である。究竟とは結局の原因である。△文祺  
學者文人に對して用ふる請安語。

### 十三

冰心吾友：

接來信，寥寥數字中，已可見出忙碌的冰心，是怎樣的倦懷於她蟄居海濱的好友，使我感無可感！

踏雪冒寒，咳疾復作，這些天又不舒服，醫生不許我多勞神。年假近了，你的考事必是很忙碌的，我也不願意以我藉以遣遣的信，來替你添忙，別的無可說了，我的朋友！再見罷！

替我問同學們好！

宛因，十二月十七日

女流作家謝冰心著「超人」中の一編「遺書」の第十四信である。病中の女性がその友人に宛てた手紙。

## 譯

吾友なる冰心様、

お手紙頂きました。寥々たる數字の中にも既に御多忙なる冰心様が、如何に彼女の海濱に蟄居せる親友を思ひわびでゐて下さつてゐるかといふことを見出して、私ほんとに感激しないわけには参りません。

雪を踏み寒さを冒したため、咳がまたもや起りまして、この頃又工合が悪く、醫者は私にあまり氣を使つてはいけなさと戒めました。冬休みが近づいて貴女の試験のお仕事、きつと大へんお忙しいことでせうね。私も、私がそれで以つて自ら慰さめてゐる所の手紙でもつて、貴女の忙しさをこれ以上増して上げたくありません。他に云ふべきこともありませんから、わが友よ、さようなら。私に代つて同級クラッスの方方に宜しく申上げて下さいませ。

宛因 十二月十七日

## 註

△忙碌バサシ多忙なる。△怎樣的クワイ如何に。どの様に。△使ユーズ我感無ノット可ン感ズ云ふやうなく我をして感ぜしめる。△踏ステップ雪冒スノウ寒コールド前信に友人と雪を冒して散歩に出たことあり、それを指す。△這些天ゼスデーこの數日。△勞神ラウゼン心を勞する氣を使ふ。△年假ヤウカ年末年初の休暇。△考事コウジ試験の採點等の事

務。△不願意Ⅱ……したくない。△消遣Ⅱ悶を慰すること。△替你添忙Ⅱ貴女のために多忙の上に又多忙を添へてやる。替は代つての意。△再見罷Ⅱまた會ひませうよ。さようなら。△替問同學們好Ⅱ問好とは機嫌を伺ふこと。

## 十四

定一先生：

請你原諒我罷！

去年夏歷八月十一日，先生所借騰洋百元，當時約定準今年八月十一日，本息如數歸還，現在已到八月十六日了，逾期四日，尙未蒙先生賜下，盼望之至！這款我早已撥定用途，實有不能再緩之處，請你務必即日寄來爲禱！

先生平日是很有信用的，這回逾期未還，想是另有原因，目下銀根緊急，也許急切不易籌到，有意延誤，我也深知先生，斷不如此。不過，我們素來以誠相見，想先生也必深能知我，我這回若非有緊急用途，必不故意催促，世上有許多朋友，感情本來很篤，

獨是遇到錢財關係，每每生出意氣，這是常見的事，所以希望你要十二分原諒我！

萬一先生一事不能籌出，那末，息金二十元之數，就請不必設法，作爲取消，我本非放賑圖利的人，這話並非客氣。若不得已，再有困難，連此百元之數，還不能一次交足，那末，只好請你分作兩次。——不過若再分作三次，我却得難違命了！而且所謂兩次，其中相隔之期，至多只能十天。因爲我所撥定的用途，也只得遲緩十天呵。至第一次應歸的五十元，却要請你明後天賜寄爲禱。

先生，千萬請你原諒，不可誤事呵！

勤生 月 日

平民尺牘新範（上海文明書局印行）所載。  
友人に向つて借金を催促する文。

譯

定一樣。

どうか御諒察下さい。

去年陰曆八月十一日貴兄にお借した現洋百元ですが、あの時のお約束では今年の八月十一日に元

利共皆濟といふことに取定めたのでしたが、今既に八月十六日になつて居ります。期限より四日過ぎてても尙ほお返へし下さいませんが、私は大へんお待ち致して居るのです。この金については私既に早くから用途を定めて居りまして、實際此以上繰延べる餘地はないのです。どうか是非共至急お送り下さる様お願ひ致します。

貴兄は平素より大へん信用ある方なものですから、今度期限が過ぎてもお返しにならぬに就ては、多分他に原因がおありになることと存じます。目下金融逼迫してゐます際とて或は急に工面がお附きになれないのかも知れません。わざと期日を遅らせてゐられるなどは、私だつて深く貴兄を知つてゐますので、斷じてさうだとは思ひません。たゞ我々は素<sup>が</sup>てより誠を以つて御交際願つて居りますので、きつと貴兄も深く私を知つてゐられることと考へます。私は今度若しも至急に要るのでありませんでしたら、必ずや故意に催促なんかしない筈です。世間には交情も本来非常に篤い所の多くの友人が、獨り金錢關係の事に遭遇して、よく感情の衝突を來たすことは常に見られる事です。ですから何卒貴兄の十二分の御諒察を希望する次第なのです。

萬一貴兄が今急に工面がおつきになれなかつた場合には、利息金二十元の分はどうぞ必ずしも御工面なさらず、棒引に致して構ひません。私は元來金を貸して一儲けしようと考へてゐる人間では

ありませぬ、この言葉は決して遠慮なのではないのです。若し已むを得ずしてそれでも尙むづかし、この百元の金すら一度にお拂ひになるのが出来ませんやうでしたら、二回に於けてお拂ひ下さつても宜しうございます。——たゞし若し更に之を、三度に分けることは私どうも御諒承出来兼ねます。のみならず所謂二回といふのも、其の隔たりの期間は長くて十日しかお待ち出来ません。と申しますのは、私の定めてゐます用途が、十日しか繰述べ出来なからです。第一回にお支拂下さるべき五十元に至つては、何卒明日明後日中にお送り下さる様お願ひ致します。

貴兄よ、何卒々々御諒察の上、期日を遅らして下さらないやうに

勤生

註

△原諒||諒察する。△夏歴||陰曆。曆は乾隆帝(弘曆)の名であるため前清時代はみな歴の字を以て之に代へた。これはその名残である。夏曆とは陰曆のこと。△鷹洋||墨西哥弗のこと。その表面に鷹の模様があるが支那人は鷹を忌む故、稱して鷹洋といふ。但しそこでは必しも墨西哥弗に限らず現洋の意である。△當時||その時、△如數歸還||額面通り返済する。△盼望之至||切に待つてゐる。△撥定||取定めてゐる。△繰||繰延べる。△爲禱||祈つて居ます。△銀根||金融の意。△也許||或は……かも知れない。△不易籌到||工面し易くない。△延誤||ひまどる。延ばす。△每每||何

れも。△生出意氣∥感情の衝突を來たす。△那末∥那麼。しからば。そんならば。△設法∥何とか方法を講じる。△放賑∥金を貸付ける。△並∥決して。△客氣∥遠慮。△連∥……さへも。すらも。△千萬∥決して。

## 十五

暉姐：

做人真是件難事啊！顧了生活。就顧不了事業了。想不到我服務了三年半的實小。如今要和它永別了！那些我親手栽植的盆景。那些活潑天真的小弟弟小妹妹們。我滿以為同他們久別重逢。可以暢談一下離衷的。誰料我却不得不與他們永別了。

上次你到醫院裏去看我。那正是我產後的第四天。我不是對你說麼？「我一滿了月。就可以到校了！我已經向校長告了一個月的假。並且請了懷貞姐姐去替我代課」。可是懷貞是有職業的。怎麼能終日在那裏呢？如之她又不是讀的師範科。她說碰見那些活潑獅就頭痛了。她還不知道校長不高興她哩！說她不懂教學法。又不肯改課卷……暉姐！

因此我與懷貞惱了哩！她代了不到三星期就不去了。校長也就另找了別人。同時有信通知明秋叫我「另覓高就」了！

暉姐！今天下午。徐媽已經替我把行李書櫥搬回來。我對着那些東西。憶起我初進實小時的情景。我的滿腔熱淚不期然地流了下來。然而我一聽見小寶寶的哭聲。我的心旌又搖盪起來。暉姐！我現在要問你的。我們女子難道天主成的不該與男子有職業上的平等麼？除了獨身主義者難道就沒有從事社會事業的可能麼？然而男子又會說了：「女子是國民之母。有生育和撫育嬰孩的職責。」你若追求職業呢。他們又要說你不顧家庭。不懂保育。任那些不識不知的乳母去亂弄。在家庭過賢妻良母的生活呢。心固不甘。跑到社會裏去罷。也要聽到許多責言。而且根本上有家庭的牽制。嚴格講起來。何處是女子的出路呢？暉姐！做人是件難事。做女子尤其是件難事啊！十月廿一日你的萃文上。

民國二十一年十月二十八日的新聞報(上海)に載つた投書文。出産のため小學教師の職を棒に振つた一女性がその悲しみを友に向つて訴へた感傷的な手紙である。

暉姉様。人間たることは實に難しい事ですわね。生活にかまけて居れば仕事に差支へるのですもの。私が三年半の間服務した實小、今それと永久に別れねばならなくならうとは思ひも寄りませんでした。あの私が手づから栽培した盆栽、あの多くの活潑天真な小さい弟や小さい妹たち、私は彼等と久しぶりに逢ふ事が出来、離衷を思ふさま語り合ふことが出来るものと心から思ひ込んでゐましたのに、私が彼等と永別せねばならなくならうと誰が思ひ掛けませう。

此間こゝあなたが病院に私を見舞に來て下さつた時、丁度それは私の産後四日目でしたが――私はあなたにかう申したではありませんか。「私、満一ヶ月すれば學校へ上がれますわ。私已に校長から一ヶ月の休暇を貰ひ、其上懐貞様にお願ひして私の代りに授業をやつて戴くことにしてゐますの。」でも懐貞様は職業を持つてゐらつしやる方ですもの、どうして終日そこにゐられませうね。加之、彼女は又師範科卒業ではないのですもの。彼女はあの元氣なお猿さん達と一緒に居ると頭痛がするとおつしやるの。彼女はまた校長が彼女を氣に入らず、彼女には教授法がわかつて居らぬ、又答案を訂正することも肯じないと言つてゐるのを知らないの。……暉姉様！ それで私、懐貞様に怒つてやりましたの。それなら彼女は代りに行つて三週間も立たぬ中にもう行かなくなつてしまつたのです。校長の方でもすぐと他の人を尋して、同時に明秋様に手紙で通知して、私に「別に良い地位を

求められたし。」と傳へられたのでした。

暉姉様！ 今日の後徐媽ほかやさんが既に私のために荷物・書櫃しょこを運搬して来てくれました。私は此等の物に對して、私が初めて實小に入つた時の情景を憶ひ起しましたのよ。私の胸はいつばい熱い涙が期せずして流れました。でも私、かはいい赤ちゃんの泣聲をきくや否や、私の心は又もぐらぐらとなるのでした。暉姉様！ 私、今あなたにお尋ねしたいのです。我々女子は生れつき男子と職業上平等であつてはならないものでせうか？ まさか獨身主義者を除いては社會事業に従事する可能がないといふのではないでせうね。然し乍ら男子は又かういふことが出来るのです。女子は國民の母で、嬰兒を生育及び撫育する職責がある。」と。我々が若しも職業を追求すれば、彼等は又、お前は家庭を顧みず、保育を了解せず、かの譯のわからぬ乳母の滅茶苦茶な取扱にまかせ切りにするつもりかと言ひます。家庭に在つて賢妻良母の生活を過すべきか。心は固より之に甘んじないのです。かといつて社會へとび出すか。これ又澤山の叱言を聞かされねばなりません。のみならず根本上家庭的牽制が有るのです。嚴格にいへは何處が女子の行き路でせう？ 暉姉様！ 人間たることは實に難しい事ですわね。別して女子たることはほんとにくく難しい事ですわね。

十月二十一日

あなたの華文より。

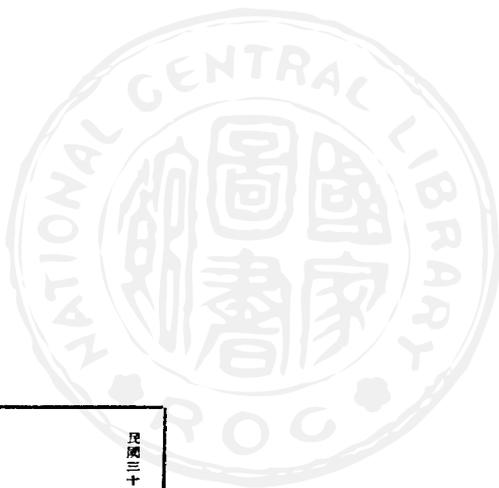
註

△顧不了〓顧みることが出来ない。△實小〓實業小學校か。△如今〓いま。△它〓他。それ。△那些〓それらの。△滿〓心底から。△暢談〓一下離衷〓離衷を思ふさま談し合ふ。一下は一回の意。△上次〓此前、いつか。△告了〓一個月的假〓一ヶ月の暇を貰ふ。告假は假を貰ふこと。缺席すること。△她〓彼女。△碰見〓ぶつつかる。△活獼猴〓活潑な猿。子供の活潑なるを形容していふ。△不高興〓喜ばぬ、氣に入らぬ。△不懂〓わからぬ。△課卷〓考查の答案。△惱〓怒る。△不去了〓行かなくなつた。△找〓尋し求める。△明秋〓同僚の女教員の名か。△另覓高就〓別に高地位を求められたし。△徐媽〓徐は學校の小使の老婆の姓であらう。△不期然地〓期せずして。地は的に同じ。形容詞を副詞にする時この的或は地を添加するのである。△聽見〓聞きつける。△小寶寶〓かはいち赤ちゃん。△心旌〓胸。△搖盪起來〓ぐらぐら波打ち始める。△難道……麼〓豈。まさか……ではあるまい。△天生成的〓生れつき。△不該……であつてはならない。△不識不知的〓無知文盲なる。△亂弄〓無茶な扱ひ方をする。△嚴格講起來〓嚴密に言つて。△出路〓出口。△尤其〓特に、別して。△上〓たてまつる。

國家圖書館



002849043



民國三十五年一月十日

定價七元  
郵碼五角

編輯 國文研究會

臺北市太平町三ノ一八

印刷所 民智印書館

臺中市實町三ノ一三

發行所 中央書局

總發行所 電話 九五七番  
橫濱區一六九一番